明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. X. OCTOBER, 1902.
VOL. XV.

監獄協會雜誌

明治三十五年十月二十日發行

第拾五卷
第十號

監獄協會發行

印刷所 東京市麹町區内幸町一丁目五番地 恵愛堂

第十五卷第十號目次

○會　說……（一　頁）
／●斷じて現行刑法を改正すべし
○論　說……（五　頁）
／●英國に於ける出獄人救護事業の概況……久米金彌君
／●分房制と衛生（第七續）……小秋元三八吉君
○雜　錄……（四二頁）
●監獄未來の夢物語……筑波閑人
●監獄視察談
○統　計……（五二頁）
●明治廿五年八月末日現在全國在監人員表
●仝上府縣別表
●同表中外國人國籍表
●同囚人刑名別表
●同上訴人員表
○雜　報……（五七頁）
●數十件
○敘任辭令……（六四頁）
○寄　書……（六五頁）
●答雪園生
○會　告……（六八頁）

第十五卷第九號目次

○論　說……（一　頁）
●監獄作業より生する收入に就て……小河滋次郎
●司法警察に就て……法學士警視　松井茂
●看守五年不辭職の誓約を論ず……早崎春香
○雜　錄……（三八頁）
●獄事小品……龍渚漁史
●監獄未來の夢物語……筑波閑人
●監獄視察談
○統　計……（五四頁）
●明治三十五年七月末日現在全國在監人員表
●同上府縣別表
●同表中外國人國籍表
●同囚人刑名別表
●同訴人員表
○雜　報……（五九頁）
●數十件
○敘任辭令……（六七頁）
○地方信通……（六七頁）
○寄　書……（六八頁）
●監獄内の教育に就て……青森　雪園　生
○會　告……（七〇頁）

監獄協會雜誌第十五卷第拾號

（明治三十五年十月二十日發行）

會　說

○斷じて現行刑法を改正すべし

現行刑法の改正に對しては世上、或は其尙早を唱へ若くは根本的改正の必要なきを主張するものありと雖も其論する所、大概ね偏狹固執の陋見に非らざるはなく未だ一として傾聽に値する反對論あるを見ず、若し夫れ我が現行刑法にして眞に我が「ナチヨナリテート」の上に建設せられたる因襲的特色あるものならんには多少、學說に戻り若くは時勢の進運に伴はさるの欠點ありと雖も單に此理由を以て直ちに之を根本より改廢せんこと嘗だに情に於て忍びざる所あるのみならず立法政策としても亦た急激に一般の法想を攪亂するの恐れあるべきを以て爲政家たるもの、大に戒愼を加へざるべからさる所なるは言ふを俟たず（英國の如き則ち然り、我が所謂英法學派の系統に屬する所の者、動もすれは其法制の改廢を容易にせさる事例に鑑み刑法改正事業に對しても亦た反對を試みんとするの傾向ありと雖も此くの如きは抑も彼我の國情殊に刑事立法の實態の相異れるを詳かにせさるか爲め

なりと謂ふへし然るに我か現行法なるもの、實質如何と云ふに維新政變の後、諸般の制度文物と共に泰西より輸入したるもの、一に屬し即ち深く我か國情民俗の如何をも顧みるに遑まなくして僅かに一外人及ひ二三有司の手に起案せられたる飜譯的成典をば其儘採用發布せられたるものなりと謂ふも可なり而して之れが毋法たりし所のものは則ち「コードペナール」（佛國刑法）にしてナポレヲン一世が其權威の盛んなるに乘じ專ら主權者に便ならしむるの目的より當時の學說を無視し時運の傾向如何に顧みる所なくして急激咄嗟の間に制定發布したるもの即ち是れなり（一八一〇年）爾後佛國の政權の下に若くは其文明的勢力の下に他の歐州大陸各國にあつても亦た一時は「コードペナール」を繼受し少くも之れに摸倣するの形勢をなすに至りしが幾何もなく祖國たる佛蘭西を始めとして各國到る所に學說上より又實驗上より之を非難するの聲甚だ高く歐州に於て十九世紀の下半期に起りたる所謂刑法改正事業なる所のもの、其主眼は即ち學說に戻り時運に伴はさる有害無効の「コードペナール」其物若くは其主義を撲滅せんと欲するにありしなり此くの如くにして各國漸くに「コードペナール」の羈絆を脫し若くは脫しつゝあるに至りしは即ち一八六〇年乃至一八八〇年の交にして彼れが漸くに「コードペナール」の羈絆を脫し得たるの時は恰かも我國に於て泰西の文物制度を輸入せんと欲するに盲急なるの時にして然かも佛國人士にして刑法の完美者たらしめたる所以の者は自ら深めてコードペナールの羈

絆に陷りしこそ不覺も亦た甚しと謂ふへし思ふに若し當時の刑法起案者をしてボアソナード即ち佛國人以外の者たらしめば當時、既てに定論ある陳腐の惡法をは我國に繼受せしむるが如きことあらさりしなりと信す世人或は我か現行刑法の施行の日尚ほ淺きを以て一朝にして若し之を變改せは所謂朝令暮改、民人をして其適從する所に迷ひ終に法の威信を失墜せしむるに至るべしとの杞憂を抱く者ありと雖も施行以來、今日に至るまで既に二十年、其間に於ける利害の經驗は十分充實せるものと見るに於て豈不可あらんや況んや我國に於てこそ僅かに二十年の星霜たるに過きすと雖も其實質は則ち既に祖國たる歐洲にあつて一世紀に近き期間を經驗し其文明國家の刑典に適せさるものたるの事實を證明せられたるものなるに於てをや其我が時勢の進運に伴ふて刑の效果を全ふし能はすと謂ふは其實、二十年實施後の今日に於て始めて之を覺知せし所にはあらさりしなり現に其當時の立法に參與せし有力者が現行刑法發布後間もなく刑法取調として歐洲各國に派遣せられし時に於て既に改正の萌しありしと謂ふに非らすや（第十六帝國議會貴族院速記錄第十四號一六一頁）既往二十年間に於ける時運の變遷は斷じて終に現行刑法の存在を許す能はさる今日に當り幸にして發達進步せる刑法學理の基礎の上に編成せられたりと稱する根本的改正案の提出を見るに至りたるは余輩は國家の慶事として大に之を歡迎するの當然なるを認め一日も早く我が刑法をして彼の單に脅

矯と除害とを目的とせる「コードペナル」の羈絆を脫し健全有効なる獨立刑法の成立を見るに至らしめんと余輩の切に希望して措く能はざる所なり、刑の實質は行刑にあり、行刑の効果如何を見て始めて能く刑法の價値如何を知るを得べし、行刑即ち監獄制度改良の事に盡瘁し各種の方面より熱心に之を研究し而かも明斷に且つ秩序的に其方法を考案する所の者則ちラロシフーコール、ボーモン、トクビール、モーロークリストーフ、ルカー、ベーランジエー、ボンウヰルド、マルサンギユ、ドソンウヰル、デポーテ等の如き前後名家の輩出すること佛國の如く盛んなるは他國に其比を見ざる程なるの實況なるにも拘はらず實際に行刑の改良進歩を見る能はざること亦た佛國の如く甚しきは他に其類例を見ざる所なり而して其理由を問へば則ち識者は之れに答ふるにコードペナルの根本的改正を見る能はざるが爲めなりと云ふを以てす、行刑の効果を見て刑法の價値を知るを得べしとせばコードペナル」則ち之を飜譯的に繼受せる我が現行刑法の價値も亦た之を知るに難からざるに非らずや、余輩行刑直接の局に當る所の者、多年の實驗に由り一般世人に比して殊に現行刑法の行刑上の事實に其有害無効を感ずる情の深く且つ切なるものあるを信ず、刑法をば根本より改正するに非らざれば有効適實なる行刑制度の改善を期すべからず、行刑の適實を期する能はざれば則ち刑法の効果を全ふすること能はざるなり、此くても尙ほ懇々として前々世紀の遺物たる有害無効の現行刑法を維持せんと欲する者あるに至つては余輩は寧ろ其愚の甚しきを憐れまざるを得ざるなり

論說

○英國に於ける出獄人救護事業の概況

久米金彌君

今日は英國でやつて居まする出獄人救護事業のことに就て、少し御話を申さうと兼て小河君まで御話致して置いた譯でございまして、實は私が英吉利に居りまする間に、出獄人救護の事業に就て多少見たり或は聞いても來たことがありまするて、其點に就きまして尙ほ取つて來ました所の書類なども參照し、御話しまするにも順序でも立てゝ御話する積りてありましたが、止むを得ぬ事情もありまして さう云ふことをして居る間もなかつた譯であります、が兎に角其の話丈は申して見ませうが、さう云ふ譯でありますから誠に話が不充分であると云ふことは御承知置きを願はねばなりませぬ、又話も前後致しましたりして順序を得ぬやうなことも申すかも知れませぬ、是れも御含置きを御願して置きます、ツマリ今日の話の趣意は唯私が彼地て見たり聞いたりしたことをソックリ其の儘諸君の前に御披

露を致しまして、頁かれ惡かれ材料丈を差上げることに致しますから、それに就ての可否の御判斷は諸君に願ひたいと思ひます、尙又其結果と致しまして、此の出獄人救護事業を行ふに就てどう云ふ方法が一番適當であるかと云ふことを十分御研究を願ひまして、さうして日本でも折角今起らうとして居る……所ではないが、既に起つては居りますが、餘り盛んでもないやうでありますが……どうしても日本でも起らなければならぬ所の此事業の上に諸君が充分なる批判を御與へ下されたら私は誠に仕合に思ふのであります

今御話申すやうな譯で、唯ホンノ材料を差上げる丈のことでありますから、誠に話が面白くないのです、且又救護事業のことに致しましても、歐羅巴なり亞米利加なり廣く渉つた所の御話ならば、又稍や御參考にもならうと思ひますが、僅か限られたる所の英吉利一ヶ國丈に就ての御話を申すのであります、併ながら此事業と云ふものが、隨分犯罪豫防即ち犯罪減少の方面に向つては、餘程重なる部分を占めて居る事業であると云ふことを覺つたならば、其材料こそ面白くなければそれから下し得た所の判斷に至つては隨分面白い物が出來やうかと私は信じて居る譯であります、ろれで英吉利でやつて居まする出獄人救護事業の御話をするに就きまして、先以て少しく

○沿革

を御話申して置く必要があらうと思ひます、が是は唯ホンノ話に必要なる程度に止めますからして、此沿革の話は極く概略に過ぎぬのであります、

單純に理論から考へて見ても、出獄人の救護と云ふやうな觀念と云ふものは、唯刑法の目的が犯罪人をば脅嚇して置けば宜いのであるとか、乃至は犯罪に對して復讐を行へば宜いのであるとか云ふやうな、即ち刑法の目的に就ての感念が、復讐脅嚇に在りとする時代に於ては、出獄人救護の事業と云ふものが起らうと云ふても起る筈がないのである、それであるから歐羅巴全体を見渡した所で、十七世紀又十八世紀の中葉頃、刑法を以て取も直さず犯罪を復讐する乃至脅嚇する目的に在るものと考へて居り、隨つて監獄もさう云ふ道具に供せられて居る間と云ふものは、犯罪人救護の事業が起らうと云ふても起りやう筈がなし、又起つても居なかつたのであるのです、それならばとう云ふ時機に於て起り得るかと云ふと、取も直さず斯う云ふ一般刑法に關する所の感念に對して一種の反動が起り、刑法の目的と云ふものは唯今申したやうな二つのものの外に尙ほ一つの高尙なる目的があるのである、又犯罪に對しては社會が大に義務を持つて居るのである、又單に義務ばかりではない犯罪者に對しては社會が或利益を持たなければならぬものであると云ふ感念が初めて一般の人心に染渡つて來る其時代になつて初めて此事業が起り得るものであるのです、ですから之れを沿革の上から見まするとと云ふと

恰も十八世紀の末頃に伊太利では有名のベッカリヤ又英吉利では有名なホワードなどと云ふ先生が刑法の改正を唱へ或は監獄の改良を唱へた、其の聲が鬱き渡つたと云ふ時機に附帶して起つて來た所の觀念である、ツマリ言換へて見ると刑獄改革の副産物として斯う云ふことが出て來たと云ふことが云へる、て之を英吉利に就て見ますると云ふと、立法上初めて斯う云ふ觀念が認められたのが丁度今から百十年前になつて居る、卽ち千七百九十二年に一の法律が出來た、其法律の中に治安裁判官乃至地方裁判官は囚徒が出獄をするに當つて自分の本籍地たる所へ歸る場合に無料旅行券を遣つて歸らせることが出來ると云ふことが今から百十年前の法律にある、是は御承知の通り、英吉利の貧民救助法及び定籍法と關聯を持つたものであつて、極く雜つとした御話が本人の所屬して居る所の寺區我邦の町村の如きもの卽ち救助義務を持つて居る所の自己の町村へ歸るまでの無料旅行券を給與することが出來ると云ふことを極めたのであります、是はホンノ旅行券を遣つて本籍地まで歸らせるのでありますが、併ながら兎に角前申した所の社會が犯罪人に對して義務を持ち利益も持つて居るものである、犯罪人が刑期が濟めば監獄の門前に出して之を追拂ひさへすれば夫れて宜いといふものでない、其の外に犯罪者に對して何かしてやらなければならぬと云ふことの原則の一端は慥に此法律が示して居ると云つて宜い、だから取も直さず斯う云ふ原則の初めて認められたのは今の法律にあると云ひ得る、それから尋て三十年餘りしまして千八百二十三年に監獄法と云ふものが出まして、其監獄法の中に今申した所に稍や一歩進めた條項がある、それはどう云ふ條項かと云ふと矢張各監獄に巡視の職務を持つて居る裁判官と云ふのがある、日本で云ふ監獄巡閲官のやうな者である、此監獄巡閲の裁判官が囚徒が若し職業に就き得ると云ふ見込のある場合にはそれに對して旅費を遣ることが出來る、さうして其金はどう云ふ途から出すかと云ふと監獄に附帶して居る所の慈惠金と云ふ物がある、其慈惠金から出しても宜ければ或は地方稅の方から出しても宜い、斯う云ふことを極めた法律が出ました、で前の法律に一歩を進めたのである、それが千八百廿三年の御話……

所がそれより前丁度今から百年前卽ち千八百二年頃から民間に出獄人を救護する所の目的を以て結社が出來た、けれども其數は至つて僅かであつた、がポツ〳〵出來て來て一つが二つとなり三つ四つと云ふ風に數も殖へて行くと云ふ譯であつた、併し斃れも地方獄にのみ關係を持つて居るものに過ぎなかつたのであります所でスット後れて千八百五十七年……丁度今から四十五年前ですが……其時に初めて「コンビクト」と云ふのですが假に懲役監と申して置きませう、懲役監から出た所の囚徒に對して救護を爲ず目的を以て一の有力なる結社が出來ました、此結社は無論今も續いてあるで且つ爾來頗る活動して充分の成績を顯はして居る會

社てあるのてす、さう云ふ風に結社はポツ〳〵出來掛けて來たものの、まだ〳〵斯う云ふ出獄人救護會社と云ふものを法律が認めると云ふ場合には至つて居なかつたのでありまず、て丁度今から四十年前即ち千八百六十二年になつて、初めて法律が是等民間に起つた所の救護會社と云ふやうなものを認めるやうになつた、併ながら其認方たるや救護會社全部をば認めると云ふ譯てはない、唯其一面を認めたと云ふに過ぎないのてある、それはどう云ふことかと云ひまするとツマリ監獄に在る相當の官吏が、若も自分の所から出る所の出獄者にして正業に就き得る見込があり、且つ其者が民間の會社の手を經て自分の監獄から受ける所の給與金を受取ることを同意した場合には其金をば救護會社に遣つて、救護會社をして其囚徒の救護の任に當らしむることが出來る、斯う云ふ意味てす、取も直さず今申したやうに救護會社と云ふものの全部を認めたのではなくして、唯此給與金の始末の上からして、給與金を直ちに囚徒に遣らずして救護會社に渡してさうして遣るといふ、其點に於てのみ救護會社を認めたに過ぎないのてあります、それから御承知の通り千八百七十七年に例の監獄法が出來、其法律の結果として今まて地方稅負擔てあつた費用が總て國庫に移り、又た監獄の管理が總て中央政府に歸せられた法律てありますが、此法律が千八百七十八年の四月一日からして實施になつた、其實施になりました時の有樣を見やうならば、其當時出獄人救護會社の

數が英吉利て唯二十九しかなかつた、然るに監獄の數は幾つあつたかと云ふと法律の實施になる前は百十三あつたのてありますが、今の法律の結果として假に三十八を廢して七十五の地方獄があつた、七十五地方獄があつたに拘はらず救護會社の數は廿九しかない、てありますからして監獄から出る所の多數の囚徒と云ふものは折角の救護會社の手を經て救護を受けることが出來ない狀況てありましたさう云ふ譯てあつたので政府に於ても立法の手續は無論の話、行政上其他總ての手段を以て救護會社の設立を促かす策を取つたのてある、其勵奬の結果とし此救護會社と云ふものが盛んに起るやうになつて來た、それて千八百八十五年には是等の救護會社の數が六十三になつた、勿論此救護會社の外に尙ほ家庭或は寄寓所と稱へ或は假寓所と云ふやうな名を持つたものが四十許出來た、併ながらそれ程數は殖へましたもののまだ〳〵何れの監獄ても此救護會社と聯絡を持つて居る譯には往かない、言換へて見ると或二三の監獄ては聯絡を持たぬので、其所から出る囚徒は救護を受けることの出來ないやうな有樣てあつた、併ながら既に唯二三の監獄が救護會社との聯絡が付かぬ位までに進んて來て居る際てすから最早どの監獄も聯絡を持つと云ふことに進むてあらうと云ふことは何人も豫期が出來る譯である、てありますから尋て二年しまして千八百八十七年即ち今から十五年前の一月一日からは英吉利內に在る監獄は何れの監獄にしても救護會社と聯絡せぬも

のはなくなつて來た、即ち其數の上から云ひ又監獄と救護會社との關係から云ひましても殆と完備すると云ふ場合にまで達したのが今から十五年前の有樣であるソコデ斯く單純に數の點から云ふと遺憾ないまでに出來は出來たものの、扨て細かに立入つて是等俄に出來た救護會社と云ふものの實際の有樣を見ると云ふと、中には誠に不完全な奴がある、ホンの名に於て存して居る丈で實際は働かぬと云ふものがあつて、實効は必しも何れの救護會でも擧げて居る譯ではなかつた、ソコデ政府の方で色々取調を致しました結果として、ツイ五年前千八百九十七年に總て此民間に於ける所の救護會と云ふものは其擧げる所の實績如何に依つて認可證を與へると云ふことにしたのである、ですから効果の擧る良い會社は內務省に豫め原簿を備へて置いて其原簿へ登錄をする、其登錄を經たやつには認可證を與へる、斯う云ふことにして一層監督の方法を嚴重にすることに致したのが即ち五年前のことであります、

大體の極く粗い御話でありましたが、是丈の沿革を持つて發達して來た所の英吉利の出獄人救護會と云ふものの現狀はどんなものであるか即ちそれを今日御話申したいのでありますが、此現狀に就て御話を申すに實を云ひまするとニ段に分けて御話を申すと大變都合が好いのであります、第一段に於きましては此救護事業を經營しまする所の方法を御話申しまして、第二段に救護事業の本體とも云ふべきものを御話するのが至極宜いのであります、

第一段の救護事業經營の方法は打碎いて申すとどう云ふことを御話するかと云ふと、先以て救護會社の組織はどうして居るか、又其管理方法はどう云ふ風にして居るか、又救護會社と監獄との關係はどうなつて居るか、殊に救護會社と監獄の職員典獄とか敎誨師とかの關係はどうか、又此救護會と政府との關係はどう云ふ風になつて居るか、政府はどう云ふ風な監督をば此救護會に向つて行ふか、又英吉利では或形ちに於て救護會を補助すると云ふことがございますから、其補助などの點はどうなつて居るかを御話申しまして、さうして其後に此救護事業其ものに就て御話すると大變宜からうとも思ひます、けれども御話が長くなると思ひますから、今日は第一段の方は略しまして、直ちに第二段の救護事業の本體に就て御話を申さうと思つて居ります、ソコデ此救護事業の本體に就て御話をする前に尙ほ一寸申して置いた方が都合が宜からうと思ひますのは、一體今英吉利でやつて居る救護會と云ふものの

仕事の廣さ

がどれ程のものであるかを一寸申上げて置いた方が宜からうと思ふ、

私が行つて居りました頃の御話ですが、其當時監獄の數が幾つあつたかと云ふと地方獄が五十五懲役監が五つで都合六十、それに對して救護會が皆て六十三であ

ります、其内で前御話した内務省の認可を經た奴が五十五、認可を得ぬ奴が八つある、其外に數は分りませぬが前御話した家庭「ホーム」であるとか寄寓所「レフユージ」であるとか或は假寓所とでも云ひますか「セルター」とか云ふものが澤山ある、兎に角救護會と名が付き又働いて居るものは六十三ある、ソコデ此六十三の會社がどれ程の仕事をして居るかを御話したいのでありますが、一體救護會などの報告が誠に充分でない、てあるから纏めて六十三の御話が少し出來兼るのです、英吉利の監獄局から出た報告で見ると、千九百一年に終る前一年間に分つて居る分が五十の會社より分つて居ない、其五十の會社でどれ丈の出獄者をば救護したかと調べて見ると二萬八千九百八十人救護して居る、所で同年間に出獄人が何人あつたかと云ふと十八万二千九百八十一人ある、即ち六分一稍弱の者を救護して居る割合になつて居る、尤も是は今御話する通り五十會社丈でありますから多少殖へやうとも思ひますけれども、併し此報告に拔けて居る他の會社と云ふものは多くは眞くない方の會社でありますから澤山の數を救護して居る筈がない、それから前の年はどれ程救護して居るかと云ふと三万千九百三十六人救護して居る、而して其年の出獄人總數も略ぼ同しで十八万人許ある、英吉利では毎年十七八万の出獄者があつて其内三万許が救護會社の手に掛つて居ると見たら宜い、だからツマり六、七人に就て一人が此救護會社の手に掛つて居ると見て差支ないのであります、

す、前御話しまする通り各救護會社の報告が誠に粗末でありますから全體に渉つて御話は誠に仕惡くいですが、救護を受けた人員は大抵今御話した位で間違はない、それならば是丈の人間をば救護するのにどれ程の金を使つて居るかと云ふことを見なければならぬ、其點も見たかつたのでありますが、是又報告が不充分の爲めに充分の調は出來ませぬが、略ぼ積算することが出來る、御承知の通り囚徒に對して何所でも色々仕事をさせますが、英吉利では工業をさせる、それに對して日本では工錢を給することになつて居るが、英吉利ではさうではない慈惠金と云ふやうな形ちを以て出獄の際金を遣ることになつて居るのですが、其金が今の豫算では壹萬磅即ち十万圓になつて居る、それならば此十万圓が悉く囚徒の手に渡るかと云へば無論さうではない、さうではないのみならず、今御話しまする通り救護會へ掛る奴もあれば掛らぬ奴もあるから、掛る奴の方は分るべきてありますが、其邊が報告が充分でない爲めに正確の數を得られぬのであります、併し今豫算にある十万圓中凡そ八割は政府の手から出る慈惠金が救護會社の手に移ると云ふことは云へるてあらうと思ふ、政府から出る金が八万圓と見ます、それから各救護會社が會員を持つて居る、其會員が年々寄附をする又エライ奴は一時に大きな寄附をやつて居るのもあるが、其方の金はどうやら分つて居る、併ながらそれも前御話する通り五十の會社の分しか分つて居らぬ、其分丈御話して見れば二

千五百九十二磅、だから日本の金にするとザット二万五千圓である、即ち一ヶ所に付て五十磅日本の金にすれば五百圓許が會員が出す金である、一ヶ所平均五百圓と見て救護會の數は六十餘りありますが一會員の出す金が合計三万圓許あると見ればエライ差はない、此三万圓と政府から出る八万圓、其外偶までには地方に固定した所の慈恵金などから出る金もあるから其高は極く僅に見積つても四万圓とはないが假りに四万圓と見ると英吉利全体で此の救護事業の爲めに一ヶ年に使つて居る金は日本の金にすると十五万圓位になると云ふことが出來る、さうして其十五万圓で今の三万人許の出獄人を救護して居ることになる、だから一人當りにすると五圓使はぬやうな實況である、此事に就て横道ながら私は一寸申して置きますが、英吉利邊りへ行きまして實は驚いたこともあれば感じたことも澤山ある私は先づ廣く慈善事業全体に渉つて調をして、續いて感化院とか日本で云ふと工藝場とても云ひますか(インダストリヤルスクール)ソンナものも調べて見たです、其の上で救護會の事業を視察した順序です、所が兼て諸君も御承知でございませうが、英吉利邊りの慈恵事業の盛んなことは實に驚くべきである、倫敦の一市……と云ふと小さいやうであるが、申すまでもない世界一の都で、人口も彼是五百万あるから大きな都會である……其都會で公益的、慈恵的の事業が幾つあるかと云ふと二千以上ある、さうして其二千以上の慈恵並に公益事業の爲めに使はれて居る金が幾らあるかと云ふと、日本の金にすると一ヶ年に五千万圓宛使つて居る、だから平均して見ると一の慈恵事業の爲めに二万五千圓宛使つて居る、斯う云ふことになる、其の事業の種類は無論幾多ある病院もあれば……病院と云ふても幾多の種類の病院がある……孤兒院もあれば養育院もあるやうな譯で色々のを合しての御話ですが、倫敦丈の總計で云ふと五千万圓使つて居る、一ヶ所に平均すると二万五千圓宛使つて居る、斯う云ふことになるので、實に慈恵事業の盛んなことには驚くの外はありませぬ、尚又一寸序でだから御話して置きますが、英吉利全体に於て年々金持なり何んなりが贈遺する金がどれ程あるかと云ふと、大抵日本の金にすると二千万圓位ある、是れは生前の遺言で、自分が死んだら何所の病院に金を遺つて呉れ、何所の孤兒院へ遺つて呉れと云ふて出すので多くは其の事業の基本金に成るのであるが其の贈遺丈で二千万圓ある、其外臨時の寄附金年々の醵金などは幾許あるか分らぬ、ソンナ統計などは分つて居りませぬが、兎に角慈恵事業の多いことはそれ丈けを以ても分りまするし、又實は大に驚いたのでありますが、またそれ程巨額の金を慈恵の事業全体に使つて居りながら此の場合に驚いたのは出獄人保護事業の爲めに出す一個人の寄附金が極めて尠ない僅か二万五千圓許である……而もそれは倫敦ばかりではない英吉利全体の話である……尤も此額の少ないには一應は驚いたのでありますが、併ながら又それは

別段に驚くに足りない譯である、ナゼ驚くに足りないかと云へば、元々それより以上に金を此事業に使ふ必要がないからである、だからソンナに驚くに足らぬ、寧ろ感服すべきことと思ひます、前から御話する通り日本の金にして一人當り僅か五圓程しか使つて居らない、ツマリ全く慈惠であるから、救護會などと云ふと大きな構へてもして居るものかと考へる人もあるか知れませぬが、ナカ〳〵ソンナ譯てない、其働いて居る人間も無論熱心慈愛の意味を持つてやるのでありますから給料などを貰つてやる者はない、で事務費などは更に掛らぬから至つて經濟的にやつて居る、精しくは茲に御話が出來ませぬ、前に御話した第一段の側で御話する方が都合が宜いと思ひますからそれは拔かして置きますが、兎に角ソンナ風に經濟的に進みつゝあると云ふことは諸君の頭に御承知を願つて置きたい、斯の如く經濟的て頗る結構だが救護事業の結果はどうかと概括して御話して見たいと思ひますが、扨て此結果に就きましても精しいことは申上兼るのです、が最も著しい所て御話をして見ると、或會社で一ヶ年百三十三人救護した內て僅か六人ほか不結果に終つた奴はなかつたと云ふことてある、さうすると悪るい奴が百分の五とはない割合になります、それから又或他の會社ては、救護した所の百分の三が再び犯罪をするやうになつたと云ふことを云つて居る、是等は寧ろ宜い方の側てありますから何れの會社にした所て斯う云ふ割で行つて居やうとはどなたにも

御信用はあるまいし、私も信用しないのである、併ながらパートと云ふ人てした、此人の見込て見ると救護を受けた所の一割とは再び犯罪に陷るやうな者はあるまいと云ふことを積算をした人がある、けれども此一割と云ふのも少しくどうかと私は疑ふのてある、此點に就て何んとか斷言して申すことは出來ませぬが、種々の目安から判斷して少くとも七割丈宜くつて三割丈は悪るいと言へやうと思ふ、是は唯俗に粗い見込を御話するのです、から年々三万人救護すれば二万人丈は宜いと云ふことは云へやうと思ひます、て大體是丈の事をは御記臆に置いて下さることがあとの御話をするに都合が宜からうと思つて一寸是れ丈を申上げて置きます、

それから唯今の所ては何れの監獄ても救護會に聯絡を付けて居らぬ所はないと御話しましたが、一の救護會て幾多の監獄に關聯を持つて仕事をして居るのもある、それから救護會が必ずしも一監獄に付いて一つに限ると云ふ譯ても無論ない、多い所になりますと一つの監獄に十四、五の救護會が聯絡を持つて活動して居る所もある、英吉利のウォームウードスクラブと云ふ監獄てありますが是は小河君も行つたことがあるやうてすが此監獄が英吉利中て一番大きいので囚徒の人員が常に千三百人を上下して居る、隨つて典獄の俸給も宜い丁度七千圓て日本の大臣よりも多い位の所てす、さう云ふ大きい監獄てありますが、其監獄の如きは救護會と

前御話した色々の家庭とか云ふやうなものを合せると十五ばかり關係を持つて居るのがある、それからハラウェーと云ふ所に監獄がありますが、そこては五つ許關係して居る、其外三つ或は二つと云ふのもありますが、多くは一つ監獄に付いて一つと云ふことになつて居る、それから前御話する通り一つの會社が反對に幾つの監獄にも聯絡を持つてやつて居りまずが、マアさう云つたやうな振合で仕事をして居るのでありますが、最前御約束の通りに此仕事をする方の側は今日は略しまして直ちに、

救護の本體

に就て御話を申したいと思ひます、

救護の本體と云ふと何んだかエライやかましいやうですが本體と云ふのを三つの要點に打碎いて御話を申して見やうと思ひます、其要點は第一點がどう云ふ種類の人を救護するかツマリ救護を受ける所の人の種類を第一の要點とし、第二に如何なる時機に於て救護するか即ち救護の時機、第三に於ては如何なる種類の救護を爲すか即ち救護の種類此三つの點に碎いて御話をして見たいと思ひます、申すまでもない第三要點と御話した救護の種類が此事業の上から云へは一番重いに相違ないか、兎に角今申した順て御話して見ませう、

一寸此三點に就て御話申す前に尚ほ申上げて置かなければならぬのは此六十餘の

會社てやつて居りまする仕事が誠に取扱振などになつても區々になつて居ります、勿論區々になつて居るとは云ひながら最も重なる點に於ては一致に出て居ることもある、それは以下御話する所で御了解下さることゝは思ひますが、扨て取扱が如何程區々になつて居れ、其區々の内から自ら原則を發見することはエライ困難てないことゝ思ひます、それで第一點の

如何なる種類の人を救護するか

と云ふことに就て御話をして見ませう、

如何なる種類の人を救護するか、斯う云ふ問題を出して、夫れは出獄人救護會のことであるから無論救護を受ける人間は出獄人だと斯う御話して仕舞へは誠に簡單に濟む譯てすが、さう簡單に行かぬこともある、と云ふのは、第一に所謂出獄人ならざる者までも時に依ると救護會社が救護することがある、土臺出獄人と言ひ得べからざる者を救護する場合がある、それから縱し又出獄人に致しましてもモ少し細かに立入つてどう云ふ種類のものを救護するかと云ふことを觀察して見なければなるまいかと思ひまするで、先以て出獄者以外で救護を受ける場合があるかないかを見ませうならば、此六十有餘ありまする出獄人救護會の内で三十九の會社では純然たる出獄人にあらざれば救護をしないと云ふことを規則にも書いてあり實際もさうして居る、が或他の十一の會社では出獄者でなく在獄者の家族

を救護すると云ふことをして居ります、勿論其救護する場合は家族が失なり親なりが在獄して居るが爲め餘程の窮迫に陷つて居つてどうしても救護しなければならぬと云ふ必要を認めた上のことではありますが、兎に角在獄者の家族を救護することにして居る、それから他の五つの會社では在獄者の家族を救護することはしますが、其救護する場合を或特別の場合に限つて居る、それはどう云ふことかと云ふと、若し救護會社の方で手を掛けてやらぬと、其家族が貧民救助法の範圍に陷つて救助を受けなければならぬ場合に限りて救護する會社が五つある、それからモ一つの別の會社では規則の中に自分の所では夫なり親なりが在獄中の爲めに殘つた所の女房なり子供なりが獨立して行くことが出來ぬ、窮迫に陷つて居ると認める場合は成るべく救護することにして居ると云ふ會社もある、それから他の二つの會社では自分から進んで在獄者の家族を救護すると云ふことはしない、併ながら若しさう云ふ場合があつたならば、直ちに救助の方の職權を持つて居る人即ち濟貧區の役人に其ことの注意をして其方へ移して仕舞ふと云ふ取扱をして居る、ッマリ是丈が例外の方であつて、最前御話しました通り三十九の多數の會社では縱し在獄者の家族が窮迫に陷つて居つても救護しないと云ふ取扱振をして居る、ナゼ斯う云ふ取扱振をするかと云つて聞いて見ると、元々斯う云ふ人は出獄者ではない、自分の會社は出獄人救護の爲め出來た會社だからさう云ふ者は救

護しない斯う云ふのが理由でありまして、一應理屈から云へば尤と云はなければならぬが、扨てそこらの會社に就て尙ほ內情を穿つて聞いて見ると、隨分救護してやつて宜い、救護しないでは可愛想だと云ふ感念はあるからどうとかして救護してやりたいと云ふのもあり、中には實はさう云ふ者まで救護すると宜いが、自分の所の資力に餘裕がない、出獄者の爲めに追はれて仕舞つてそれまでに手が屆かぬと答へる向もある、それから又或會社では議論づくめでそれはナゼさう云ふ救護をしないかと云ふと在獄者の家族までを救護することになると、在監者が安心して油斷が出來て自分が牢に入れられて居た所で家族は救護會社が救ふて呉れるからと云ふ安心を與へて却て宜くないから夫故に救護しないのであると答へる所がある、何れも或點から言へば確かに理屈があり殊に今のやうに在獄者をして自分の家族は救つて呉れると云ふ安心を與へるは惡るいと云ふとは有力の議論と云はなくちやならぬ、併ながら要するに識者は前御話した十一の會社の取扱振が宜しいと云つて賞讚して居るのである、で十一の會社のやり方にすると、取も直さず救ふてやらなければならぬ、どの途其儘放つて置いたら饑渴に陷るか或は再び惡るい事をすることになるから救ふことにすれば在獄者其人に油斷をさすると云ふ非難を避けつゝ救護の目的を達すると云ふ譯でありますから成るべく此十一の會社の取扱振に倣ふ方が宜からうと云ふ事に段々議論は傾いて居ります、マア

それて在獄者の家族の御話は止めて置きませう、それから第二に是も純然たる出獄者とは云へぬ、強いて出獄者と云へば云へますが、少くとも日本て云ふ発囚と云ふ言葉を付け得ぬ種類の者があります、さう云ふ種類の者の取扱振はどうして居るかと云ふと、殊に斯う云ふ種類がある。一遍裁判所なりへ連れて行かれて殊に微罪の場合て、日本て云ふ違警罪裁判所のやうな所て裁判を受くべき種類の罪質であつて、而もそれが幼者てあるとか云ふ場合には裁判官が、日本て云ふと、以來きつと心得ろモウ一遍罪を犯すと今度は強い目に遇はせるぞと云ふて訓諭て放還する場合、此場合をどう云ふ風に取扱つて居るかと云ひますと、甘九の會社てはさう云ふ者をも救護すると云ふことにして居る。さうして成るべく此場合は前御話する通り……殊に幼者の場合てありますると尚更てありますから……成るべく出來る丈の世話をしてやつて、及ぶべき丈の方法を執ることを努めて居る、又其場合の救護はどう云ふ風に大體やつて居るかと云ふと、ツマリ放還せられたる所の人をば友達の所へ紹介して連れて行つてやるとか或は他の家庭へ嵌めてやるとか、或は何かそれに適當した職業でもあれば與へてやるとか云ふことで面倒を見てやると云ふことをして居る會社が甘九ある。それから他の三つの會社ては是は其會社に少し特別の事情がある爲めに女の兒丈を救護することにして居る、即ち以上三十二の會社ては斯う云ふ被放還者を救護すると云ふ取扱振をして

居りますが、其他の會社ては一切斯う云ふ者は構つてやらない、其構つてやらぬ理由を聞いて見ると、ツマリ是は一時留置された者てある、所謂原語て云ふアリソナーとは云へないから救護しないのである、斯う云ふて居る、寧ろ理屈論て是が大體の理由てありますが、更に之に附加へて斯う云ふ理由もある　元々是は罪とならぬ奴てあるからして裁判官が還へして仕舞つたのてある、それをば救護會社が拾上げて救ふことにすると、ツマリ裁判官の云つたことゝ丁度反對の方向を採らなければならぬことになるから誠に面白くないからやらぬのだ、斯う云ふ理屈を云ふ向もある、ソコデ其理論の可否は暫く別として置いて、此場合に就ても識者はどちらが宜いと云ふて居るかと云ふと放還の場合にも救護するが宜い、即ち三十二の會社てやつて居るが適當てある、殊に幼年者てあつて若も一歩誤ると再び罪を犯すに至るのてある、兎に角犯罪減少、豫防の上から云ふと得策てあると云ふ理由を以て其方が宜いと云ふ傾になつて居る、

ソコデ今御話しました二つの毛色の變つた種類を除きまする外は此救護を受ける奴は出獄者即ち犯罪者てあるのです、此犯罪者に就きましても其取扱振に就て細かに立入つて調べて見ましたが、それを少しく申して見ませう、

此犯罪者を救護するに當つて色々の事も調べませうが、先以て初犯とか再犯とか犯數に依つて救護するしないかの區別をして居るかどうかを見ますと、此點に於

ては之を概括して申しますると、何れの救護會社にしても唯前科犯であると云ふ理由を以て救護を拒むことはしないと云ふ傾になつて居る、大體は救護すると云ふ大原則を皆採つて居ると云ふことを得るのであります、唯僅かに一つの會社では規則で初犯以外の者は救護しないと云ふことを極めて居るのがある、だから此會社では再犯以上の者は救護しないと云ふことにして居ります、其外は規則には無論何も云つて居りませぬが、其取扱振も細かに立入つて調べると少しつゝ違つて居るからそれを申しませうならば、九つの會社では別に自分の所で極めた内規なり規則には此犯數に依つて取扱振を區別することは極めてないが、實際はどうかと云ふと、再犯以上の者を救護すると云ふことは極めて稀である、のみならずさう云ふことをする場合は無論鄭重なる審査を經た上でなければしない、是丈の注意を取つてやつて居る、それから他の一つの會社では再犯までならば救護をしてやるが三犯以上になると救護をしまい、取も直さず三犯以上の奴は救護の點から云ふと無資格者であると極めて居る會社がある、ソコデ今申すやうな是丈の例外を除きまする外は大體犯數に依つて取扱に區別はしないと云ふ側になつて居りますが、此犯數と云ふことに尚ほ關聯して一寸申して見たいのは同一の會社で同し奴を二度以上救護するかどうか其取扱振を見ませう、

其點に就きましては十七の會社では別に規則上では再犯以上は救護しないとかすると云ふ明文はない、だから二度でも救護してやる、併ながら無論其救護する場合には餘程鄭重なる審査を經たる上に於てすると云ふ丈の實地上に於て注意を取つて居ると云ふ取扱振をして居る、それから他の十二の會社では一遍救護した奴は大體救護しまい、一度救護した奴が自分の過失なり懶情から罪に陷り不行狀の結果から監獄へ這入らなければならぬことになつた奴は到底救護すべからざる者であると極めて居る會社が今の十二ある、或一つの會社ではソンナ場合に遭遇したことはないと云つて居る、それで單純に此點に就きましても理屈の上から云ふと、若し再犯以上の者にもせよ其人が兎に角改悛をしやう本然の性に歸らうと云ふ意思がある間は無論救護會社が拒むと云ふ理由はあるべからざる話である、だから救護會社と云ふものは本人がトテモ是は直り切らぬ奴だと云ふて絶望せなくてはならぬ程の惡心でないと認めた以上は飽くまでも救護するのが即ち救護會社を設立したる本旨に適ふと云ふ理由を以て今御話した十二の會社の外は再犯以上の者でも救護してやると云ふことをやつて居ります、

ソコデ此再犯以上は救護するとかしないとか關聯して一つ御話したいのは例の習慣犯罪者をばどう云ふ風に處置して居るかと云ふことをば一つ見ませう

是は申すまでもない、監獄に於ても習慣犯罪者には困つて居る、況んや出獄人救護會社に於ても持て餘し者たることは申すまでもない、夫故に多くの會社ではど

うも困り者だが救護を乞ふて來る時はしてやらぬ譯には往かぬから救護すると云ふ大體扱振をして居る、之に就て面白い話がある、或常習犯をば救護しない會社の事務員に或人がお前の所では常習犯をどうするかと聞いた所が、其事務員が云ふにはイヽエあれは取落して仕舞ひます、丁度温かい燒芋を取落すと同じだと答へた、一寸面白い話だ掴む譯に往かぬので落して仕舞ふさう云ふやり方をして居るのも可なりある、可なりありますけれども前御話するやうに兎に角何回でも典底直らぬ者と見据が付けば兎に角、左もなければ斯う云ふ者も救護しなければならぬと困りつゝやつて居る會社が多い、て丁度今の燒芋を落すと云ふ話と反對でスタッフォードの監獄に非常に熱心な敎誨師があつて此敎誨師が救護會社のことに熱心で成績が頗る擧つて居りますが、此所の先生方の言葉とすると、兎に角救護事業と云ふことは眞い事業ではないか、眞い事業とすれば縱し困難なるにもせよ、困難なりと云ふ理由を以て此事業を捨てる譯には往かぬ、若し大罪者から救護を乞ふて來る場合にこちらが譯なしに習慣犯罪者と云ふ理由を以て救護を拒むことにすれば、豫め斯う云ふのと同してある、モウ一遍出直して半屋へ行つて來いと云ふのと同してある、だからソンナことは出來るものではないと云つて熱心にやつて居る向も多々あります、兎に角此習慣犯罪者の扱に困ることは無論でありますが、扨て此の習慣犯罪者の方に力を入れむか、さうすると却て初犯なり輕

微の犯罪者なりて最も救護の目的を達し犯罪豫防の點から云ふと最も効力を奏すべき所の犯罪者にまで自から力が及ばぬやうになるので此習慣犯罪者の取扱に就ては頗る苦心をして居るのでありますが、前御話した此スタッフォードの監獄に附屬の救護會社が出した報告書があります、其報告書に書いてある事柄が此點に就ての一番好い原則を言ひ顯して居ると思ひますからそれを一寸御話して見ませう、其スタッフォード監獄に附屬の救護會社の報告の中には斯う云ふことがある

三十年間此救護會社は救護事業に從事して居るが、其間に若いまだ固まつて居らない初犯若くは再犯の者に專ら力を盡して居る、若し常習犯罪者をば最も澤山に救護するやうになつたならば自分達の考へる所では兎に角實際上の非難を免かれまいと思ふ、

ツマリ救護會社の設立された趣意から云つて見やうならば寧ろ斯う云ふ奴に力を費すよりはさう云ふ常習犯罪者となるべき所の本源たる取も直さず最前云ふた初犯者乃至固つて居らない輕微の奴をやることこそ得策であらうと思ふ、尙は其報告に云つて居ることは

事實上有効なる救護を與へる大原則は出獄者にして適當なる職業を得ることに就て切實なる者に救護を與へることにならなければならない、所で今の常習犯罪者と云ふやうな奴は事實上自分等の生活の爲めに仕事をしやうと云ふことが

ない奴だからして斯う云ふ奴に救護の手を借してやることは頁くないやうに思ふ、

斯う云ふことを云つて居る、それから略ぼ是と同しやうなことをばリバープールの救護會社の報告中にも書いてある、それはモウ讀みませぬが、其趣意にしても兎に角理論の所は扨置て犯罪をば減少する方策としては寧ろ困難なる所の常習犯罪者に力を盡すよりも同し程度の力を以て初犯者なり極く輕微の奴に向つて力を盡す方が効果が無論多いであらうと云ふ趣意に外ならぬのであります、是は此取扱振が救護會社としては實際上外にやり方もなからうと何人も思ふのであります況んや常習犯罪者と云ふ奴は唯救護事業に依頼して是のみに依つて無くさうと云ふことは困難であつてまだ〳〵外かの方法——刑の執行の仕方とか色々の點に於て此奴等を豫防する工風をしなければならぬのでありますから單純に出獄人救護會社に對して此奴等の救護を望むは過當であると云ふ先づ大体の議論である、議論もそれであり、又實際上から云ふても其通りで、常習犯罪の奴が何遍も牢へ打込まれた所で少しも効果がない、それと同じく常習犯者を縱し實際上救護した所で監獄に於けると同しやうに救護の効もない、好し多少効果があるにしてもか、救護が餘り頻繁になつて來ると却て効果が薄らぐ譯でありますから實際の効果の點から言つた所で餘り是は力を入れるのは得策でないと云ふ結論になる、（未完）

○分房制と衛生

（第七號續き）

小秋元三八吉君

三、分房制と自殺

分房制と自殺との關係を說明するに先立て犯罪者は一般に普通人民に比すれば自殺者の數多く特に拘禁中を以て甚しき事を一言せんとすエンゲル氏は千八百五十三年より千八百六十三年までの間に普國囚人監に於て自殺者の數は十万の囚人に對する五十六人の比例にして恰も普國普通人民の六倍乃至八倍に該當することを發見せり

又レゴイ氏は如何に囚人を監督して自殺を防くも尙監獄に於ける自殺者の數は普通人民の自殺者の數より多きことを證明せり余も亦現に文明各國に於て普通の人民に比して囚人の自殺の數甚しく增加することを目擊す思ふに監獄に於て斯く多數の自殺者を出す所以のものは主として犯罪者に於て多く見る所の精神病的性僻により自殺を企つると一は從來偏狹の性質たりしものが拘禁の辱を享けたる爲に失望落膽して益悲觀的性質に化し終に自殺の心を生するに至るとに起因す而して第二の原因は果して雜居制より寧ろ分房制に多きや否やは尙疑問に屬し未た容易に斷言するとを得さるなり囚人の自殺は拘禁の最初の時期に於て最も多くして千八百

七十年より千八百八十一年まで孛國四人監男囚の自殺者百十人中最初の十四日間に十四人四週間目に八人三ヶ月目に十四人六ヶ月目に十八人一年目に十一人二ヶ年目に十九人三ヶ年目に二十九人にして其後漸次減少の傾向を呈せり之れ最初は急激なる生活上の變化の爲に精神錯亂して平衡を失し其極自殺を企つる等の擧に出つることありと雖も年月の經過と共に漸次監獄生活の苦痛に慣れよく精神の靜平を保つを得るに至るを以てなり拘置監に拘禁せらるゝ刑事被告人中に特に自殺の數多きも亦之か原因なり畢竟刑事被告人は廉耻の心と畏怖の情とに襲はれ甚たしく精神を刺撃せらるゝのみならず尙將來の屈辱と苦痛とを追想して終には一死以て速に之を遁れんとして自殺を企つるに至るものなり

千八百五十年乃至千八百七十五年迄に巴里マーザル拘置監に於て自殺したるもの七十九人中既に三十五人は拘禁後十四日内に自殺せり其内二人は拘禁の當日十五人は一日より五日迄の間に於て十人は五日より八日までの間に於て八人は十日より十五日までの間に於て五人は十五日より二十日までの間に於て二十五人は二十日より三十日迄の間に於て自殺せり

伯林モアビット拘置監に於ては千八百八十一年乃至千八百九十一年に於て自殺したる者四十一人あり其中拘禁の當時に於て十二人三日目に六人八日目に四人十四日目に二人一ヶ月目に四人二ヶ月目に七人三ヶ月目に四人四ヶ月目に一人

自殺せり

之を實驗に徵するに自殺の數は再犯者よりは寧ろ初犯者に多く懲役監よりも禁錮監に多きも全く以上の原因に基く佛國の醫師の報告によれはベクノス監獄に於ては刑罰の執行方法極めて峻嚴にして而も刑期長きにも干はらす自殺の數は稀にして三十年に唯一回の自殺ありしのみにして而も本心にて自殺を企てたるものに非さりきレゴイ氏曰く監獄に於て自殺する者は未た財產及名譽の凡てを失はすして廉耻と良心とを有する初犯の犯罪者に限ると又ブリスポイスモンド氏曰く感化すへからさる習慣犯者は處刑の耻辱を免るゝ爲に自殺の非常手段を用ゆると極めて稀れなりと要するに監獄に於て自殺する者は精神病者に非すんは一時の感激によつて罪を犯したる者のみ

孛國内務省所管の男囚人監に於て自殺したる者百二十一人の中初犯者三十七人にして再犯者十二人三犯者十八人四犯者十人五犯乃至八犯者二十四人九犯者乃至三十犯者七人なりき又千八百七十年より千八百八十一年迄に孛國懲役監に於て自殺したる者七十九人中初犯者二十二人再犯者五人三犯者十七人四犯者六人五犯者七人六犯者六人六犯以上のもの凡てにて十六人ありき

思ふに累犯者に自殺するもの少き所以は累犯者は初犯者に比すれは刑罰を恐るゝの念慮薄く監獄を以て寧ろ安逸を求むる場所の如く考ふる輩さへありて自殺の決

心を促すへき鋭敏なる精神作用を失ふによる
屢に精神病と分房制との干係に就て説明したるか如く分房制は必すしも自殺に影響を及ほすものなりと論斷するを得す監内に於ける囚人の處遇法こそ反て自殺に大影響を及ほすものにして監房の寂寥を感するとの如きは寧ろ遠き原因となるに過きさるなり去れは囚人を凡ての組織不完全なる監房に拘禁して不注意不適當なる處遇を施せは終には自殺を企つるに至らしむると雖も若し囚人處遇の方法其宜しきを得は必す囚人の失望を挽回して自殺を防遏するとを得へし近來多くの分房監獄に於て自殺者を出すとは極めて稀有の現象にして數年を通して一回も自殺なきとあり

トスカナ監獄に於ては千八百三十九年より千八百九十年までに分房に拘禁せられたる者一萬二千九百八十八人にして未だ一回も自殺したる者なかりきアムステルダム監獄に於ても同一なりき、クリスチャナに於ては千八百五十一年より千八百七十二年までに囚人四千九百四十三人中唯四人の自殺者ありしのみモアビット分房監に於ては千八百五十三年より千八百七十七年の間四人千人につき自殺の數平均〇、七一にして同時代に於て宇國雜居囚人監ソンネルブルグに於ては〇、八一プレスラウに於ては〇、九四、ラチボールに於ては一、三二、ミュンステルに於ては一、三九の割合なりき

由是觀之は分房制は雜居制に比すれば反て自殺少く多數の學者は分房の寂寥なるとは毫も自殺の原因に非すと主張せり又自殺は傳染性を備ふるか故に監獄に於ける自殺の數は監獄以外の社會一般の自殺の數と相關係するものにして社會一般に自殺多きときは監獄に於ても亦自殺多く監獄の内部のみに於ても一人自殺する者あるときは引續多數の自殺者を生するの實例乏しからす而して分房制は此場合に於てよく自殺の傳播を防くとを得るものにして此點より觀察するも分房制は雜居制に比すれば自殺の數少き道理なり

キルン氏曰く分房制は決して自殺の數を增加するものに非すと彼は又曰く監獄の組織著しく改良せられたる今日に於てすら監獄に於ける自殺の數は監獄以外の社會に於ける自殺の數に十倍せりと然るにブリックザル分房監獄に於ては二十六年間の觀察によるに自殺の數は平均〇、一二プロセントにしてフライブルヒに於ては八年間に〇、〇九プロセントに過きさりき

反對論者は分房の寂寥なるとは自殺に大影響を及ぼすものなりと主張せり反對論者の一人なるモルセリー氏は分房の寂寥なるとが自殺に大影響を及ぼす理由を特に統計表に基きて證明して曰く囚人一百萬人に對する自殺者の數を拘禁制度の種類に應して比較すれは左の如し

(甲)分房制——白耳義三六一〇、丁抹二六九〇、以太利二五九〇　平均一三七〇

(乙)オーブルン制——ブリタニヤ二九〇、以太利二二〇、平均四〇〇
(丙)折衷制——ザクセン一三六〇、ブリタニヤ五九〇、平均八〇〇
(丁)雜居制——墺太利一八〇、匈牙利三七〇、佛蘭西一三〇、以太利一七〇、普魯西七〇〇、瑞典六六〇　平均三五〇

以上の統計により觀察すれば分房監獄に於ける自殺の數は他の制度を施行する監獄に比すれは最も多きとを知るに足ると然れ共之れ未た分房制監獄に多數の自殺者あるとを證明するに足るへき正確の統計に非す何となれは之れ唯拘禁制度を分類して統計したるのみにして分房監及雜居監に於て囚人か如何なる所遇を受けたりやの點に注目して統計したるものに非さるを以てなり既に曩にも陳へたる如く分房の寂寥なるとは自殺に影響を及ほすものに非すして囚人所遇の方法か反て大影響を及ほすものなるか故に囚人の箇人干係を精密に觀察して完全なる處遇法を施せは決して分房の寂寥なるとか自殺に影響を及ぼすものに非すして反て自殺を減少するものなることを知るに足らん

囚人の自殺未遂に就ては常に疑はしきものあり尤も自殺を企てたる者の中には毫も虛構に出てすして自殺せんとするの理由確實なるものありと雖も拘置監に於ては屢々精神病を仮裝し或は同情を促す爲に又は獨房の苦痛を遁れ雜居監に轉置せられんか爲自殺せんと佯り裝へるものありプレッツェンゼー監獄に於て自殺未遂

者五十一人の中眞に自殺せんとしたる者二十七人にして他の二十四人は佯て自殺せんとしたるものなりき多年監獄に奉職して實務の經驗に富めるニコルソン氏曰く自殺未遂者の多數は同情を促すか爲若くは精神病を虛稱する爲佯て自殺を裝ひ或は眞に熟慮して決心したるに非す一時の憤懣によつて自殺せんとしなるものなりとモーテット氏は多年の經驗上監房内の自殺は必すしも失望或は精神病の結果なりと斷定すへからす時としては他人の救助を豫想して佯り縊れたる者豫期の如く救助を得るの以前に於て實際に命を失ふものあり之れ多數の官吏の實驗する所にして囚人は巧に普通の病氣若くは精神病を虛稱すると同一に自殺も亦之を虛稱すと云へり要するに監房に於ては屢々佯て自殺せんとするものあり又眞に自殺を遂くるものもあり而して此等の場合は分房に於て最も多く生するの事實あるか故に分房は最も嚴重に之を監督せさるへからす

四、分房制と手淫

分房制反對論者は手淫の弊を說て曰く若し囚人分房に獨居して情慾甚しく亢進したるときは他に注意を置くの要なきか故に直ちに手淫によつて之を滿足せんことを計るか故に分房制に於ては手淫の弊を防くを得すと費府の古き監獄は分房に於て多數の精神病者の發生する直接の原因は過度の手淫にあり其外尚多くの死亡の原因殊に肺結核の原因は過度の手淫に在りと主張せりフィッシェル氏曰く囚人の

健康を害し精神を傷くる主なる原因は手淫にして分房監に於ては殊に甚し即ち分房は囚人の健康と精神とを害する病根の培養所なりと思ふに手淫の害は論者の主張する程甚しく精神及身體を害するものに非るべし雜居監に於ても手淫の弊は之を免かるゝとを得さるのみならす尙他に一種破倫の醜風行はれ分房に於ける手淫に比すれは一層盛に行はる殊に未た手淫の何たるを知らす潔白にして分房に來りたる者は亦潔白にして分房を出つゝしと雖も雜居監に於ては入監の際は縱令潔白にして手淫の何たるを知らすと雖も同房する他の囚人中必す之を敎授するものあるのみならす尙ほ他の破倫の醜行即ち鷄姦をも敎へるものなり鷄姦は分房監に於ては行はれすと雖も手淫は雜居監に於ても分房監と問一に行はる分房拘禁は手淫を奬勵するものなりと云へる曩の非難は之を信するに足らす余は寧ろ雜居監に於ては反て傳染の勢力激烈にして一層手淫を奬勵するものなりと考ふ雜居監に於ける破倫の行爲は嚴重なる監督の行はるゝ今日に於ても世人の想像するより甚しく流行せり故に之か弊害を全然防遏せんとするには分房制によるの外なし

五、分房制の通用及期間

分房制及對論者は分房制を以て身體幷ひに精神障害の大原因なりと主張すれとも分房制の弊害は論者の云ふか如く甚しからす縱し分房に拘禁せられたるか爲に健康の害さるゝとありとするも分房に於ては個人の狀態を正確に知得するとを得る

か故に常に周到なる注意を加へ正當なる時機に治療を施せは容易に之か弊害を防遏するとを得然れとも之を經驗に徵するに囚人中には嚴正なる分房拘禁に適せさる者或は寬和なる分房拘禁に適せさる者尠からす例へは甚しき心勞、憂鬱、落膽等に陷りたる精神異常の徵候あるものは分房に拘禁すへからす癲癇病者、跛者、盲者、啞者、老弱者及重き慢性病者も亦同し千八百七十八年にストックホルムに開設したる萬國監獄會議も亦此精神に基き精神に故障ある囚人慢性の病者及不治の不具者幷びに分房に拘禁せられたるか爲に健康に危險を及ぼす恐ありと認められたる者は之を分房に拘禁するを許さずと決定せり去れは此種に屬する囚人は始めより分房に拘禁せす分房拘禁中に之か徵候を發見したるときは可成速に分房拘禁を止むれは容易に分房の弊を避くることを得之を以て囚人を分房に拘禁する際には仔細に囚人の個人狀態を觀察し拘禁中は醫師幷びに官吏は絕へす之を監視し分房拘禁に適せさるものは之を雜居せしむるの注意を施すを要す

要するに以上の方法に基き適正なる分房拘禁法を行ふときは分房の衛生上の弊害を避くるを得るのみならす行刑上他に大なる利益を與ふるか故に自由刑の執行上益々奬勵せさるへからす

分房制は善良なる分子を不良分子より遠け罪惡浸染の弊を防遏し囚人待遇により て囚人を感化するには唯一の良手段なり思ふに初より完全なる分房制によつて罪

惡浸染の弊を防遏すれは監獄に拘禁せられたるか爲に反て罪惡の增進するか如き憂ひなく爲に再犯者の多數を減少するを得るや必せり分房制は箇人的過囚の組織なるを以て雜居制に於て極めて困難なる感化敎育の目的を達すること容易にして且囚人は始めより一房に獨居して他の囚人と相識るの機會なきか故に出獄後同一監獄に拘禁せられたる者と相通謀して再ひ罪惡を犯すか如き弊なく社會は漸く出獄囚人の上に信用を置くに至る

分房制は各囚人の身體、精神及道德の狀態を精細に觀察して各之に適應するの處遇を施すことを得るか故に全體より云へは分房制は雜居制に比すれは嚴嚴なる拘禁制度にして雜居制よりは比較的速に且確實に畏嚇及感化の目的を達することを得之を以て二三の國の法律に於ては普通雜居を基礎として刑期を制定し裁判官か之に依て刑期を宣告したる場合に分房に於て刑の執行を爲さんと欲せは法律に定めたる一定の標準に從ひ刑期を減少すへきものなりとせり例之は白耳義、瑞典、諾威、丁抹に於ては一年の雜居拘禁は九ヶ月或は八ヶ月の分房拘禁に同しと云ふか如き標準によつて刑期を減少するか如し

其外尙法律を以て分房拘禁の最高限を定め此限度を越て分房に拘禁することを得すとするものあり之を經驗に徵するに凡て久しきに亘る自由褫奪は囚人の感覺及性質を遲鈍無差別に導き思考力及生活力を銷磨し精神並ひに身體の衰弱を招くに

至るものなり分房制は雜居制に比すれは以上の徵候を呈するの時機早し何となれは久しく分房拘禁を繼續するときは囚人は最早自己の氣力を以て分房の寂寥に打勝つ事を得さるに至るを以てなり囚人か上陳の時期に達したるときは唯に健康を害するのみならす刑罰の効果を失ふに至るを以てなり故に近來分房制を適用するには其最高限を定むへきものとせり

健康にして普通に發達したる者か身體及精神に障害を受くる事なくよく分房拘禁に堪へ得るには幾何の時日を以て果して適當とするやは未た一括して之を斷言するを得す分房制崇拜者は分房拘禁の最高限を限定するの要なしと主張するのみならす彼等は可成永く分房制を適用し終身刑も尙分房に於て之を執行せんとするの意見を懷けり然れとも多數の論者は以上の原因に基き分房拘禁の期間を限定すへきものとせり獨逸刑法第二十二條に於ては分房拘禁は囚人の承諾あるに非されは三年に超ゆるを得すと規定し亞米利加の二三の國に於ては十二年を以て限度とし和蘭は五年を以て限度とし諾威は四年を以て限度とし丁抹は三年半を以て限度とし墺太利及瑞典は三年を以て限度とし瑞典及佛蘭西は一年を以て限度とし英國は階級制なるを以て長期刑は其最初の第一級に於て九ヶ月を以て限度とせり要するに分房制を適用するには刑期に一定の限度を設け且刑の執行中精神並ひに身體に分房拘禁に不適當なる事情の生したるときは速に之を中止すへしとは一般に學者

並ひに實驗家の多數か承認する所なり

今や分房制は再犯の減少と犯罪の防遏には必要欠くへからざるものなりとして漸次文明各國より採用せらる分房制の眞の價値は初犯者及短期刑に處せられたる囚人に對し刑罰の嚴正を繼持し威嚇的効果を完からしむるを得るの點に於ては殊に顯著なりとす加ふるに囚人を感化するの點に於て大に希望を屬するに足るのみならす刑事被告人に對しては純潔なる良民か數回の前科ある惡漢凶徒と混同雜居して罪惡浸染の弊を享くる事なき一大利益あるものとす

雜錄

○監獄未來の夢物語

筑涯閑人

第四回（料理屋營業）

泥長君は其卓上に備へてある呼鈴を鳴らした、招きに應じて間もなく入り來つた男がある、此男は雜役夫と云ふ名義で監内の給仕隷小使を勤めて居る十六七の小僧、無論囚人てある泥長君は此小僧に下の料理屋へ行つて直くに二人前の料理を用意するやうにと命令を下し且つ余に向つてモー時分時ゆゑ下で一寸粗飯を差上げたいと云ふとてあつた、折角のお馳走何も遠慮するに及ばぬ事殊に監獄内の料理屋とあつて見れば是非其摸樣も實驗して見たいので早速泥長君の迹について所謂料理屋に行つて其食卓に着いたのである、食堂は廣くもあり且つ立派に裝飾せられてあつて富士見軒などの遠く及ぶ所でない、給仕の持つて來た献立表を見ると先づ第一が若芽汁……ソップに若芽のはいつて居るので一名を監獄汁又は鏡汁とも稱し歷史上からもソのお儀式まで付ける者て至てお粗末の汁である、ソレから緋のフライ、ビフステッキ、ロースチキンなどお馳走の品々澤山の者て料理加減なども帝國ホテル三舍を避ける共云ふべきであ

る、お負けに極上の葡萄酒、是れはまた實に案外であつた、昔しは酒精類は愚か番茶でさへ囚人の飲用を禁じたと云ふことであるが改良變化も實に此に至つて極まりと謂はさるを得ぬ、酒に關する泥長君の說がまた頗る價値のある面白い論である、酒の犯罪に關係ありと云ふは爭ふべからざる說であるが酒の爲めに犯罪に陷るのは畢竟多量に之を飲用するからのことて適度に用ふるのは寧ろ却て健康上必要のことである、若し監獄て絶對に之を禁止すると云へば成るほど禁止も出來るべけれど其れが到底永却に禁止し得らるべき筈はなく愈々出獄した曉になつて見ると極端に禁壓せらた丈け其反動を受けて益々一時に暴飲を逞ふするの結果終に復た忽ち犯罪に陷ることを免かれぬ譯てある、然るに常に監獄に於て適度に之を飲用することを許し以て永久に其習慣を養成せしむることにすれば所謂習性となる理合て兼て暴飲家てあつた所の者も漸々適度の習慣が付いて出獄後再び暴飲の結果、犯罪に陷るが如き虞れなきを得ることになる、酒精の飲用を許すは實に行刑の目的を達する必要の手段であるとのことてある

料理屋の制度は購求食物から進化したもので泥長君の四十幾年前に始めて入監した頃にはまだ購求食物時代であつて時の典獄の手心て唯だ幾分か其範圍が廣められて一月五回と云ふ規則上の制限が實際には保健上必要なりとの解釋論から十回でも二十回でも苟くも工錢のあらん限り、また所持金の許るす限り、且つ親元へても仲間の者へても無心して送金の出來る限り、何遍でも滋養物と號して牛肉、魚肉、鷄卵、牛乳、菓物、餅菓子、燒芋の類を購求することが出來た位のことであつたがそれがすべて外から買ひ入るゝので、價は高し物は惡るし、お負けに羨たものなどは囚徒の口に入る頃にはまるて冷々切つて味も何も無くなつて仕舞ふやうな譯て、折角の恩典も甚だ難有味を薄くすることになる、其れが爲め往々私設料理店と云ふも可笑しいが狡猾な連中は工場の一隅或は戸棚の中などへ炊烹所を仕つらへて窃かに料理を爲たり餡を作つたり團子を搗へたりなどするやうな弊も起きて、甚しきは戸棚の中て料理番を爲て居つた奴が何時の間にか炭酸瓦斯の中毒て其儘、窒息死に至つて居つたこともあつたと云ふ咄てある、其んな次第て食物購求法は甚だ不完全であつた故時の當局者の考へから彼の兵營内に行はれて居る

酒類の仕組を監獄内に採用することになつた、これも始めは人民の受負であつたがソレが官設となり三變して囚徒の受負となり更らに進化して以て終に今日の料理屋組織となるに至つた次第である料理屋の營業も營業とは云ふものゝ一種の役業であつて相當の技能あり資力ある者を典獄が撰んで之を指定するのであるが當業者は固とより少からぬ營業稅を上納するの義務を持つ、此營業稅は監獄收入の重もなる部分をなすとのことである

今日の監獄作業と云ふものは吾々の考へて居つた所とは全く其趣を異にして居るので今では監獄が强制して或る作業を取らしむるやうな事は全然廢止せられたので、すべて囚徒の自由に任かせるの方針を執る、故に工錢給與などの面倒もないので仕事をして得る所の利益は普通營業の狀態と同じやうに悉く其れが囚人の收入となる譯である、其代はり中には損耗が續いて終に閉店したり破產したりするものも少からぬと云ふことである、大體監獄又は囚徒同士の需用に應ずるのが監獄作業の目的で此方法を實行して以來と云ふものは自由業競爭の苦情などは全く其迹を絶つに至つたので、實業社會別して姉子男爵の會長となつて居る工業協會の如きは恐悅斜めならず時の當局者に對して大々的感謝狀を捧呈したとの風說である、尤も我國では亞米利加のやうに民間の攻擊に餘義なくせられて監獄作業の規模を縮少變更したる譯ではなくて一つは囚徒の同盟罷工又一つには恰かも同時に起つた受負者の同盟罷業規律勵行の方針から囚徒の工場別異法を嚴重にした結果である是れが抑もの原因であつたと云ふことだ、其れで從前用ひた所の工場は今日では、すべて各倶樂部の集會所に利用せられて居る

作業の種類としては今日でも尙ほ靴工裁縫工機織工指物工等色々のものがあることはある、併し前にも言つた通り其大部分は即ち囚徒の需用に應ずる仕組みなのであつて重もに新參者や初入者や其他餘まり働らきのない謂はゆる上等社會に屬する者の仕事に極つて居るやうな姿である、花造り、鳥飼ひ業などゝなるとズット高尙の職業に屬するものであつて一たび其監房に入れば自然と優美な詩的感情を起さゞるを得ぬ、花と小鳥情に溺した囚徒の爲めには無上の感化力を與ふるものなりとの說は昔し既にクローネ翁に由つて主張せられた所であるが流石に今日作業として盛んに之を培養し飼育せしめて以て大に囚徒の需用に供せしむると云ふことは文明的行刑の旨義に叶ふものと稱賛すべきである

第五回（犯罪病學の一大發明）

彼れ此れして居る內に最ふ六時になつた、聯合倶樂部會の開けるまでにはまだ一時間の餘裕がある其間に尙ほ一つ見せるものがあると云ふので泥長君に誘はれて監獄玄關前の廣庭に出でんとした一刹那に出し拔けに大砲の音が耳を掠めたので一時は腰を拔かす許りに仰天したのである、餘まり驚いたので物も言へず、唯だ目をパチクリして居る瞬間に又も第二發が轟然と響いたので殆んどもふ人事不省、生きた心地もなかつた程に喫驚した、漸くのことで我れに歸つて忙然立留つて眺めて居ると劍と鐵砲で嚴然と武した一隊の群衆が向ふの方から列伍を整ひて進行して來たのである、段々樣子を聽て見ると是れが則ち軍人倶樂部に屬する一群であつて每日午後六時乃至七時の間に於て兵式演習をなすの例規であつて其れを見するが爲めに僕を此處に引つ張り出したとの事が分つた、前以てそうと斷つて置て呉れたらこんなに驚くことはなかつたものを、泥長君も隨分人の惡るい男である、事情を聽て安心はしたものゝ胸の動悸がなか〳〵止まぬ、顏色も從て餘程惡かつたものと見へて、泥長君も氣の毒に思ひ兎も角醫者の處へ行つて一時休息したら善からうとのことで僕を其處へ案內して呉れることになつた。

醫者の事務室と云ふはてうど泥長君の部屋と隣り合つて監房である、醫者は典獄と教誨師と相鼎立して監獄の三尊とも云ふべき大切の職務を有つて居るものと聞いたが醫者に限つて之を監房に住はせると云ふのは可笑しいことだが、是れも矢の張り囚徒の便利を計つたことだらうと思つて試みに其譯を聞て見ると豈計らんやて、此お醫者も同じくまた囚徒の一人であるげな、尤も此外に所謂監獄醫と云つて官から月給を拂つて判任待遇とか奏任待遇とかの名義で傭つて置く所のものもあるが是れは重もに下等社會に屬する貧囚徒の爲めに施療醫と云つたやふな資格で設けられてあるので、高が五十圓や六十圓で縛ばられて居る位の醫者であるから何ふせ碌な腕前を持つてる筈はない、勤務だからとて極めて不規則なもので雨が降るつて休み、風が吹くつて休み　稀に自宅へ感冒の病人が來たと云ふ報知を得たちつので、囚徒にどんな急病人があるからつてそんなことには頓着なく呶々と退廳する、甚しいのは人に印形を托し出勤簿に捺印だけ爲せて置て自分は宅に引つ込んで居る

典獄が折角心配して官費で監獄醫學の研究にても出してやれば肝腎の本人は一切お構へなしで何處へ逃仕度の運動に憂身をやつす、診察だからつてホンの型ばかりの眞似事同樣なもので診察ない前からお醫者の胸では投藥の處方が極つて居るのだから藪劑師の方でも氣を利かしてチヤンとすでに何人分と云ふ藥が調劑せられて居るやうな次第である、實葵劑の一ケ月間持續、糖尿病患者に葛湯の給與、肺結核の轉歸經過が二日間、死亡の病名が眼病痼氣、赤酒が香竄葡萄酒、ブランデーが氣が拔けて居るので藥瓶のペーパに武酒とある、若し檢閱官にても詰問せられたら「ランデー」去つて「武」殘るの意味だと答辯する積りだとはチト請取り惡くい噺である、其僻せ議論でもさせるとヤレ監獄の食物が保健成分に不足だとか、粟代の三錢を五十錢までにも增額せざるべからずとか、病食設置が俗論だとか、結核患者は闇室に密閉して嚴隔せざるべからずとか、癲癇患者は分房に離隔拘禁せざるべからずとか、行刑主義などの俗論には一切頓着なくソレは〳〵非凡の名論湧くか如くの氣焰である、暑中などには隨分此氣焰に中毒して頻死の苦みを受くる者も少からぬので、監獄官吏を始め囚徒にいたるまでも先づ成るたけ之れに近か寄らぬやう所謂障はらぬ神に祟りなして段々敬遠主義を取て來たのが基で、今日では終に監獄醫は上層の方に住む囚徒―新參初犯、赤貧、短期の者のお抱へ醫者のやうな鹽梅に祭り上げられて仕舞つたのであつて、役人を始め下層に住む所謂上等種族に屬するの四人は今日ではすべて囚徒で開業して居る醫者の治療を受くることになつたのである、其處で斷しが前に戻るが余の今泥長君に紹介せられたドクトルと云ふは元は醫學社會でもなか〳〵有名な人で色々斯學に有益な發見もしたことのあつたのだが餘まり熱心の過ぎたが爲めに終に其れが原因で監獄に拘禁せらるゝの不幸を見るに至つたと云ふ其大略はコーである、昔し伊太利にロンブロソーと云ふ醫者があつて始めて彼の刑事人類學派と云つて一時、室の花の咲いたやうに各國到る所に全盛を極めた――自分の事を犯罪骨格を有する下等人種だと謂はれても平氣で此學說を歡迎した我國の學者の不見識と云つたら實に啖唾をはきかけてやつても飽き足らぬ――心地のする其新說を唱へ出したのであるが結局は犯罪者は一種の病人であると云ふに止まり其病氣はドンな性質のもので又如何なる方法に由て之を治療とを友人から聞いのて監獄とあれば尚は實地に就て犯罪病理を研究するにも便宜多からんとの考へから、早速志願を申込んだ所が監獄の方でも兼て知名の醫學者であることを聞いて居るので恰かも堀り出し物でも爲たやうな心持で容易に奏任待遇月俸百圓で採用のことに斷しが纏つたのである愈々出勤と云ふことになつて多數の病囚に接して見た所が何ふが一度自分の研究を此の奴に實驗したいと云ふ念慮が起つて最ふ矢も楯も溜つたものでない、終に或日のことであつたが一人の病囚を捉まへて窃かに其肩胛部の邊りへ兼て製造して置いた殺人「ペチルス」液の三分計りを注射したのである、所が、藥液の効能忽ち現はれ―寧ろ豫期以外に―注射を受けた男が其日の內に一人の看護夫を叩き殺し尙ほ其外に數名の者に重輕傷を負はしむる慘劇を演出することになつて、其れから段々詮義が嚴しくなつて終に先生の惡事露顯に及び、先生が下手人、病囚―注射せられて人を殺傷した男―か機械も同前、無意識に働いたと云ふ廉で以て賢明なる陪審官の捌で一方は無罪 先生に對しては到頭終身懲役の處刑を宣告することになつた、其れで先生、今度は囚徒として監獄に醫業を營むことになつたのであるがすでに犯罪「ペチルス」を

することの出來るものであるかと云ふ點に就ては毫も研究する所がなかつたのである、其れを發見したのが即ち此ドクトルで、先生の研究に依ると犯罪病は全く傳染病の一種であつて黴菌の作用から起るものである、即ち先生は生者の糞尿、死者の頭蓋等を分析剖檢して一種の犯罪バチルスなるものを發見したのであるが、此バチルスの內にも殺人「ペチルス」窃盜「ペチルス」詐欺「ペチルス」收賄「ペチルス」などの色々の種類がある、所が此ペチルスは兎や「モルモット」の樣な動物試驗では一向に其効果を見ることが出來ないので、先生何んとかして之を人間に試驗して見たいと思つたのである、其處で試みに此事を精はしく書面に認めて內務省へ請願して見た所が時の當局者はヤレ虎列刺の豫防注射だとかヤレ血精注射だとか些こしも學理上の根據のない山師的同前の新法を躍起になつて歡迎して居るにも抱はらず此一大發明を全然拒絕して願みざるのみか請願者は精神に異狀ある者ではないかと認めて內々其筋に警戒を命じたとのことであつた、こんな模樣であるから先生も悉く失望して時勢の不可を嘆息して居つたのであるが、てうど其頃當監獄で監獄醫を探がして居るこ

發見した以上は進んで之を豫防又は撲滅する方法を發見したいと云ふ熱心で段々深く研究を盡くす所あつた結果、此頃になつて終に其藥液を發見したとのことである、但し其藥液は「モルヒネ」「ストリキニーネ」と云つたやうな毒物で此毒物に遭へば犯罪「ペチルス」も到底其生存を保つことが出來ぬ、其代はり犯罪「ペチルス」と共に人間も亦た消滅するや否やは保證の限りに非らずとはなんだか少こし心細いやうな感じもする、こんな面白い長噺を聞いたので終に一液の藥も貰はずに僕の健康も全く回復するに至つたのである。

○監獄視察談

一、恐らく官廳で物品の多い所と謂へば監獄に如くものはなかろう、一寸考へて見ても四人五百人を拘禁する所の監獄では食器計りでも少なくとも千人分は備付けて置かなければならぬ、且又監房も亦百五十房位は是非要すべきものであるから之に相當の備品手洗桶水桶等が入るから是も百五十若くは二百通りを要する臥具枕も亦六七百は要する、之に加へて作業器具も夫々要する、斯の如く四人直接の必要品計り數へ立てゐも殆んど無數である、之に廳用備品などを加へて凡そありとあらゆる物品を堆積したらば高い山をも築く次第である、さて之を整理すると謂ふとは中々一通りの困難ではない、誠に物品會計官吏を初めとして主任者の骨折は御察し申す次第ではあるが、さて兩目八目で監獄へ入て一寸見ると物品整理の行屆いて居る所と居らぬ所とは一目して分る、物品に刻印其他の記號を付して餘り破損して居らぬ所は即ち整理の能く屆いて居る所で、倉庫に入て見ても必ず別に小札を掲げて之に一々物品名と個數とを掲げ一覽と且監督の便に供して居る、又工場にも此等の掲示板が出て居つて受持看守の保管責任を明記してあります、所が汚ない破れかゝつた物品の在る所は所謂引換もしない有樣ですから從つて物品の不整理も想像されるのです、成程物品の多い所は整理は困難だと謂ふが、多い程益々整理の必要を感ずる譯で、僅かに五六點に過ぎざる物品なれば特に整理を要しないのである、錯雜紛糾して何處へ行つたやら所在の不分明なる多數の物品を取集め處分するものは處分を施こし夫々結束を付けることは中々の骨折であるけれども一たび之を整理して置いたならば、跡は夫々主任者なりに責任を分擔せしむるが故に多少の注意を施こせば容易に物品の錯雜に爲る機會はないものである、所が實際錯雜に爲つて

居る監獄もあるが是れは最初に物品整理に力を入れぬ結果であろうと思はれる、之が因襲久しきを爲して益々紛糾したのである、物品整理など謂ふことは勿論一般官吏の注意を要すべきことであつて主任者計りでなしに他の官吏も共に之に向つて些少の注意をだに拂ふの心掛けあらば整理は極めて容易なものである、左程六ケしいものではないのです

一、懲罰の執猶豫と謂ふことは今日では殆んど各監獄に行はれて居る姿であつて何人も其の有効なることを肯信し敢て疑を容れない所であるが、眞に予の所見を謂はしむれば全體懲罰を行ふに執行猶豫のあろう筈がない、懲罰を科するか科せざるかは一に典獄の權内に在ることで尚また一層切に論すれば科罰の輕重の度も典獄が自由に處分することが出來る、夫れ故に犯行にして苟も科罰するの必要ないと認めたならば執行猶豫なんと謂ふ方法を用るすに之に代ゆるに一片の戒告を與へるが然るべきである、予は今日監獄社會で執行猶豫と謂ふ辭を用ゆるか是は即ち一種の譴責若くは說諭に外ならぬ次第であると思ふ、果して然らば別に譴責と謂ふ懲戒處分を置いて外に執行猶豫なんど謂ふ制を設くるの不必要なることが分る、加之懲罰の言渡をして之を猶豫することは少なくとも懲罰の性質に戻る監獄に於ける懲罰なるものは行政上の懲戒處分であつて法律の如く豫め條章を設けて之に適合せしめんことを期するものでない、殊に監獄紀律の上から謂つて見ても犯行の懲罰に伴ふこと影の形に應するが如く神速であつて且靦面てなければならぬ、猶豫などゝ謂ふ空間を許すものでない、苟も犯行あれば懲罰を行ふべしである、懲罰を行はざるは却て行ふよりも優れりと謂ふ典獄の其處に確たる考があれば譴責でも或は不問に付するなり其邊は一向問はぬけれども、徹頭徹尾執行猶豫なんと謂ふことは予の合點せぬ所である、が併し前謂ふ通り多數の監獄で之を實行するから予は姑く默認するのである默認はするがまた今日の如く濫用せられては困る、眞の過失て終に犯行と成りたる者とか、或は一回も懲罰を受けぬ者に對して行ふ位な程度に止めて置きたい、數回も懲罰を受けたる頑惡の者に對して之を行ふたとて何の効用があろうか、既に兇漢の親玉と迄指目せられたる者は其の身自暴自棄に陷りたる者であつて毒を喰はゞ所謂皿迄の徒で減食閉室の執行てさへを甘受して平然たるものである、之に對して執行猶豫は偶々以て彼等の嘲笑を招くの種と爲つて監獄

は如何にも我を制馭するの術なく終に我に屈伏したりとの感想を抱くに至らしむるであらう、紀律の峻嚴は即ち茲に存し何處迄も彼等をして乘ぜしむるの機會なからしめんことを覺知せしむるのが必要であるのに斯の如き弱腰は遇囚上至大の關係を及ぼすのである、故に若し執行猶豫の法を採るとすれば極めて例外に留めて過失又は初回の懲罰位に限る位の決心を以て之を施行せられたいのである

一、既に執行猶豫と謂ふからには訓戒とは違はなければならぬ、如何なる點に於て訓戒と違ふかと謂ふに訓戒は一片の戒告に過ぎないけれども懲罰の猶豫は必ず先づ當該犯則に對し處分方を決定して後而して之を告知することが必要である、犯則處分を決定しなければ毫も訓戒と異ならないのであります、然るに或は往々此性質上の訓戒を以て執行猶豫と唱へる向も多い樣であります、が訓戒と執行猶豫とは全然區別を立てなければならぬ、執行猶豫の比較的効驗のある特質を擧くれば即ち懲罰を言渡し之を以て後日の警戒に供するのである、此警戒がなければ純然たる訓戒と性質を變ずるのであります

一、懲罰表の記入に就ても亦不備あるを免かれない典獄の判定欄内には是非言渡の月日を記入すべきものであろう、此事に就ては別に記載例はないけれども若し此言渡月日が不明だとすれば看守長の記入及執行月日と關聯して一寸見ることが出來ぬ、之は記載例にはないけれども是非記入すべきものとせられたい、尙一層予の所見を遠慮なく言はしむれば重大なる犯行の場合には日供を採つて之を身分帳中に綴り置くことも必要ではあるまいかと思ふ

一、監獄備付の書籍は之を利用するの途を啟いて居る、多少の書籍があるにも拘はらず之を倉庫内に深く藏して蠹賊の餌に充つるのは如何にも殘念至極なる咄である、本來ならば書籍目錄を作つて監房内に置くべきであるが之には印刷費も要するし且又左程の書籍もないとすれば少くとも必要の者に對して貸與せしむるの方針を採るべきは敎誨師の任である、殊に購求書籍を請願したる場合には之に類似したる書籍の在るときは購求を止めて貸付の注意を與へるが至當である

一、囚人を他監に押送するときは當該囚人の疾病作業其の他處遇上に就て氣付いた事柄は縱令ひ身分帳に記載せざる事件と雖も注意して互に通知し合ひ處遇上の聯絡を計ることが極めて必要であります、例へば身分帳は規程に依り送付すると致しましても調治簿抔も送付するの必要があらうと思ひます

一、監獄に在ては平時に於て非常の心得がなくてはならぬ、非常心得の規程若くは練習のない監獄は事變に處して事を斷ずるの能なきものであつて到底管鑰の任に適しないものである、時々は非常召集抔を行ふて練習を行ふことが必要であります、殊に是から追々冬期に向ひますから一層火災の用意周到てなければならぬことは無論であるがまた之に處するの途を講ずることが最も切要です

一、領置金基帳は規定の如く之を帳簿として置いて澁に紙數の增減をすることの出來ない樣に爲なければなりませぬ、領置金の間違は往々にして此紙數を減じて誤魔化すことがある、また毎月一回以上行ふ領置金の調査も往々形式に流るゝ傾あり此等も成るべく實質的の監督を施こすと謂ふ注意を以て是非勵行しなければならぬ

一、監獄作業規程第二十六條の委託品とは委託者より主たる材料を提供して製作を委託したる物品を指すものであつて場合に依り官の素品を加へることがあつても尙ほ委託品たる性質を失ひませぬ、また之に反して主たる材料を官より供給製作したる物品は場合に依りて多少の素品を委託者より提供することがあつても總へて製品として取扱ふべきものである、此事は多少監獄に於て誤解の向もあるから念の爲めに茲に記載し置くのであります

一、相當科目から購入したる材料て以て或物品を製作したるときは其の製作物品は所屬科目の部に受入整理すべきものであつて決して製品出納簿に登記するものでない、製品出納簿に登記するものは作業費で購入した者に限る他の例へば被服費から購入した材料の如きは或勞力を加へて製品としても他から物品を買つたと同じ樣に處分をしなければならぬ

一、製作品拂下代は隨分多額の未納がある樣に見受けられるが、爾來は製作品は官衙の需用に供給するもの丶外は一切代金納付の上に引渡す扱にしたい、未納者が多いと兎角之から面倒が起つて來て經濟上の損失を招かれないこともある

一、物品會計官吏と擔當者との間には往々規程外の帳簿を設けて置くことがある、却て此補助簿あるか爲めに責任の所在明瞭を欠いて且又煩雜になるのです、夫れ故に補助簿は斷じて一切用ゐないと謂ふ方針を取らなければならぬ、補助簿は從來の慣例上如何にも設くる方が便利である如く感じられるが其の實事務簡捷には爲らなくて煩雜を免かれないのである

統計

○明治三十五年八月末日現在全國在監人員表

	三十五年八月末日	三十五年七月末日	三十四年八月末日	前月ニ比較シ 増	前月ニ比較シ 減	前年ニ比較シ 増	前年ニ比較シ 減
因人	四八、三二五	五〇、一八三	四七、二八五			一、〇四〇	
刑事被告人	八、二〇八	七、六〇〇	八、二五八	六〇八			五〇
懲治人	二二三	二二六	一四九		三	七四	
別房留置人	九〇一	八九六	八一四		五	八七	
乳兒	一〇五	一一一	八六			一九	
合計	五七、七六二	五九、〇二六	五六、五九二		一、二六四	一、一七〇	

○明治三十五年八月末日現在全國在監人員表

	因人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帯乳兒	計	明四年八月末日現在	比較増△減
警視	三、〇四一	一、一〇一	一七	一九六	四	四、三五九	四、〇二五	三三四
京都	一、三八六	一九五	四	二八	三	一、六一六	一、四八八	一二八
大阪	三、〇〇三	八八六	三五	一〇八	一〇	四、〇四二	四、〇九七	△五五
神奈川	一、二〇九	一九九	一八	三五	六	一、四六七	一、二三三	二三四
兵庫	二、〇五三	二五九	二四	三六	八	二、三八〇	二、一六二	二一八
長崎	一、一二四	三六五	五	五八	四	一、五五六	一、三五九	一九七
新潟	八〇八	九〇	五	一〇	一	九一八	八九五	一三
埼玉	九七〇	一二九	五	一二	一	一、一〇七	一、一〇八	一三
群馬	一、一一一	一一七	一	一九	一	一、一二八	一、一二五	三
千葉	八九三	一一六	五	一一	二	一、〇七一	九〇三	一六八
茨城	九九八	一二七	二	一六	三	一、二九二	一、三二四	△三二
栃木	七八八	一一六	六	一五	二	九六二	八八四	七八
奈良	五四一	四一	四	一	一	五八四	五三九	四五
三重	九九九	五四	四	二	一	一、〇六〇	一、〇六〇	
愛知	一、八八〇	一六〇	二六	一九	一	二、三四四	二、二〇二	一四二
静岡	九二〇	一六一	五	一五	二	一、一〇二	九九八	一〇四
滋賀	五六三	四三	三	九	三	六三五	六三七	△四
岐阜	八〇六	六四	三	二	二	八六三	九二七	△六四
長野	一、一三〇	一一〇	四	一一	一	一、三五五	一、五四九	△一九四
宮城	七九七	三一七	三	一六	二	一、一三六	一、一七九	△四三
福島	九五七	一一六	二	六	二	一、一五三	一、一三六	△一七
岩手	三五八	一一七	二	一	三	四七八	五三六	△五八
青森	三〇一	八四	一	八	一	三九五	三〇一	△九四
山形	五八六	八九	二	七	一	六八五	七〇一	△一六
秋田	五五五	一一五	一	三	三	六七四	六二九	四五
福井	三一三	四二	一	一〇	三	三七九	三五四	二五
石川	四二〇	八三	一	一三	一	五一八	四八二	三六
富山	二七九	六四	一	三	一	三四六	三八三	△三七

總計	北海道集治監	本監	網走	十勝	三池集治監	宮城集治監	東京集治監	北海道	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	岡	高知	愛媛	香川	德島	和歌山	山口	廣島	岡山	島根	鳥取
四八、三二五	二、五二三			八二四	一、五一〇	七二九	九七九八	一、一〇六	二九二	五七二	四九二	八四九	四一五	四三八	一、三八三	八一七	九〇三	五四〇	六一四	四七四九	九六〇	一、四五〇	一、〇二二	六八七	三九四
八、二〇八								四〇七	二一八	一二八	四〇	一二四	一一七	一〇二	三二〇	九三	六四二	五一	六一	八〇	二〇五	一三〇	五一	四八	
二三								三	四	二	一	一	二	二	一	一	二	一	一	二	四	三	三	一	
九〇一								五七	一三	七	六	一三	七	二	四六	四	八	一五	八	二	一三	一四	八	四	
一〇五									一	二	一			一	三	五	三	二	一	三	四	三	一	一	
五七、七六二	二、五二三			八二四	一、五一〇	七二九	九七八	一、五七六	三一八	七一四	五四三	九二一	五四一	五四二	一、七五四	九二〇	九八〇	六〇〇	六七四	五四三	一、〇五八	一、一八六	七四九	四四七	
五六、五九二	二、七八〇	△	△	九〇七	一、四七六	五九五	一、二三六	一、四三五	三三七	六三四	四八五	九二六	四七四	六二七	一、七八〇	一、〇四八	一、〇〇二	七三三	七七五	五六三	一、〇三〇	一、一五七	七三四	四二〇	
一、一七〇	二五七	八三	八五	八九	一三四	一二五八	一四一	一九	八〇	五八	六一	六四	八五	二六	一二八	一二三	一一三	一〇一	一〇〇	二〇	二八	一七二	一五	二七	

○前表中外國人國籍表

總計	伊太利	英吉利	北米合衆國	佛蘭西	韓國	露西亞	清國
男	男	男	男	男	男	男	男
四人						一五	二
刑事被告人						一〇	
懲治人							
計						一五	二

○明治二十五年八月末日現在全國囚人刑名別表

刑名	男	女	計	本年七月末日現在	前月比較增△減
無期徒刑	一、〇三八	六九	一、一〇七	一、一〇三	四
有期徒刑	三、二四四	二七二	三、五一六	三、五二一	△五
無期流刑	一		一	一	
有期流刑	五		五	五	
重懲役	三、六四三	五八七	四、二三〇	四、二五二	△二二
輕懲役	三、一六六	二九九	三、四六五	三、四九一	△二六
重禁獄	五		五	六	△一
輕禁獄	三		三	三	

○明治三十五年八月分上訴人員表

	重禁錮 五年以上	重禁錮 五年未滿	重禁錮 三年未滿	重禁錮 一年未滿	重禁錮 六月未滿	重禁錮 一月未滿	重禁錮 計	輕禁錮 三年未滿	輕禁錮 一年未滿	輕禁錮 六月未滿	輕禁錮 一月未滿	輕禁錮 計	拘留	科料	合計 初犯	合計 再犯以上	合計 計
東京控訴院管內	一	一	一	一	一	一	六	三	一	一	一	六	一	一	一、九七一	一、九八八	一、九七四
大阪控訴院管內	一	五	三	一	一	一	一二	三四	六九	二三八	六八七	一、〇二八	七八四	四一	五、五三四	五一	五四
長崎控訴院管內	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一	一	四	一	一	一七、六二二	一三一	一三七
名古屋控訴院管內	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	四	一	一	二七、六二一	三四七	一二〇
宮城控訴院管內	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	四	一	一	四五、二四三	二八八	一二〇
廣島控訴院管內	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	四	一	一	四五、二四三	二八八	一二〇
函館控訴院管內	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	四	一	一	四五、二四三	二八八	一二〇
合計	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	四	一	一	四五、二四三	二八八	一二〇

	第一審上訴人員 增	第一審上訴人員 減	第一審上訴人員 地方裁判所ノ判決ニ對シ區裁判所ニ控訴シ	第一審上訴人員 區裁判所ノ判決ニ對シ地方裁判所ニ控訴シ	第一審上訴人員 控訴院ニ上告シ	第一審上訴人員 破毀ノ判決ニ對シ他ノ裁判所ニ移サレタルモノ	第一審上訴人員 計	增減 六月ニ比シ	增減 七月ニ比シ	增減 八月ニ比シ	控訴院ニ於テ現在上訴人員	增減 六月ニ比シ	增減 七月ニ比シ	增減 八月ニ比シ	監獄ニ在ル被告人ニシテ裁判言渡未濟ノ者	監獄ニ在ル被告人ニシテ裁判言渡未濟ノ者	監獄ニ在ル被告人ニシテ裁判言渡未濟ノ者
	六月	七月	六月	七月	六月	七月	七月	六月	七月	八月	六月	七月	八月	六月	七月	八月	八月
東京控訴院管內	一八	一五〇	二	一	一	一	一七九	△ 一八	△ 一四	△ 一四	一四二	△ 一四	△ 一四	△ 一四	二〇二	二〇二	一、九八八
大阪控訴院管內	一九	一四四	一	一	一	一	一四七	△ 一四	△ 一四	△ 一四	一四二	△ 一四	△ 一四	△ 一四	二〇二	二〇二	一、九八八
長崎控訴院管內	三	一〇三	一	一	一	一	一〇七	△ 一四	△ 一四	△ 一四	一四二	△ 一四	△ 一四	△ 一四	二〇二	二〇二	一、九八八
名古屋控訴院管內	一	一〇二	一	一	一	一	一〇六	△ 一四	△ 一四	△ 一四	一四二	△ 一四	△ 一四	△ 一四	二〇二	二〇二	一、九八八
宮城控訴院管內	一	一〇二	一	一	一	一	一〇六	△ 一四	△ 一四	△ 一四	一四二	△ 一四	△ 一四	△ 一四	二〇二	二〇二	一、九八八
廣島控訴院管內	一	一〇二	一	一	一	一	一〇六	△ 一四	△ 一四	△ 一四	一四二	△ 一四	△ 一四	△ 一四	二〇二	二〇二	一、九八八
函館控訴院管內	一	一〇二	一	一	一	一	一〇六	△ 一四	△ 一四	△ 一四	一四二	△ 一四	△ 一四	△ 一四	二〇二	二〇二	一、九八八
合計	一	一〇二	一	一	一	一	一〇六	△ 一四	△ 一四	△ 一四	一四二	△ 一四	△ 一四	△ 一四	二〇二	二〇二	一、九八八

×印は數月滯獄押送未濟の者なり

雜報

○ドクトル、クルーゼン氏勳三等に敘せられ瑞寶章を賜ふ

前警監學校傭教師クルーゼン氏は豫て歸國の際敘勳の沙汰あるやに漏れ聞きしが客月下旬愈々勳三等に敘せられ瑞寶章下賜の旨本邦駐劄の獨逸公使を經て其の旨本人に通達せりと謂ふ因みに記す警察科受持の講師コイデル、クルーゲル兩氏とも右同樣の沙汰ありしと謂ふ

○假出獄申請添付書類に就て

假出獄申請添付書類は明治廿七年警保局長通牒に依り定まれる所なるも內行狀錄の添付は謄寫の勞のみ多く且又主務省に於ても調査上却て煩冗を免かれざる嫌あるに依り行狀錄摘要なるもの、雛形を示し右行狀表及賞譽懲罰表等に代用するも差支なき趣旨なりと謂ふ、特赦に就ては從來の通り行狀表を添付するの必要あり併し是れも追て何分の詮議あるべければ夫れ迄從來の通り取扱はれたしとの意見なりと云ふ

○監獄内の集會

監獄内には濫りに外人を集會せしむ可からざるは勿論のことなるが入佛式と唱へて間々或は土地の有志者有力者殊に監獄に何等の因緣なき銀行家等を集めて式を行ふが如きは穩かならずとて過般其の旨を移牒したる所もありと謂ふ、諸監獄とも心すべきことなり、外國殊に英米にては日曜敎誨の席に獨り當該官吏の家族の列席するのみならず監獄所在の村民の說敎に侍することありて敢て怪むに足らざる所なりと雖も我邦の風俗慣習は全然之に反し宗敎なる者に對する國民の感像異なれば從て監外人を聘して盛んに式會を行ふが如きは最も忌むべき次第なりと謂ふ

○日曜日の就役に對する工錢に就て

監獄則施行細則の規定に依れば免役日には科程外の工錢を給與すべしとあるが日曜日は無論免役日に非ざるが故に科程外工錢を給すべき限に非ざるは勿論なり、然るに或は一般に日曜日免役の方針を採る監獄に在ては免役日と見做し同樣に取扱ふの疑なきに非ざるを以て特に茲に之を明言し置くなり

○初入再入工錢の給與方疑義

一刑の執行を終了し餘罪發覺し通算刑執行の場合に於ては總へて再入者として工錢を給與すべきものとす、例へば前に甲刑の執行を受け餘罪發覺の爲めに拘置監に拘禁せられ其の甲刑滿期となり餘罪たる乙刑は甲刑と通算し殘刑執行を要するときは依然として再入者たり、必ずしも事實に於て一刑の執行を了して出獄するを要せず、出獄は所謂已決監出獄を指し例ひ拘置監に拘禁せらるゝも此場合に於ては出獄と見做し再入者として取扱ふべきものとす（監獄法令類纂九八九頁事務官回答三項參照）

○假出獄申請の不權衡

假出獄申請の監獄に依り多少あるを免かれないのは是非もなき事にて而かも當局者の手心に依り著しく不權衡を來すは甚だ望ましからず、之に就ては從來主務者より縷々指示せられたる所なるが本年に至つて一回も假出獄の申請なき府縣は左の如しと謂ふ

秋田縣　福井縣　富山縣　德島縣　香川縣

而して以上の諸縣に於ては假出獄を申請するに足るべき四人のなきことは勿論ならむも、唯徒らに

當局者の手心に依り恩遇の厚薄ありとせは是れ實に四人の爲めに之を悲まざるを得ず、否寧ろ遇因の統一を缺く上に於て之を嘆かざるを得ざるなり、一層酷に予輩の心事を暴露せば多數の四人中、假出獄申請者一人もなしとは想像し得られず、當局者の心事に於て假出獄申請の標準の寬嚴其の度を異にするに依らずんばあらず、予は獄務統一の上より權衡維持を欲し以上の諸縣に向つても適當なる者を選むで假出獄の恩典に浴せしめんことを望む

○暴風雨監獄の被害に就て

客月廿八日颶風猛威を逞ふし樹木を拔採し家屋を破潰し戶々家々戶を閉さし戰々競々として只管警戒に餘念なかりき、去れど此の風は前夜以來の吹續きにて當日未明の頃尙未だ籍々の聲を聞き之に雨さへ加はるに至りしも長時間の吹續きなれば今ぞ止むならむと誰しも思ひ居たる所、何條止むべきぞ、勢益々猛烈を極め東京邊には當日午前九時頃は最も猖獗を極めたるの時なりき、午後に至り漸く風威衰ふるに至る、時しも飛電あり報じて曰く今朝小田原に海嘯起り監獄支署の在監人一同引揚げ同町の高處に避難せしむ內四人一名逃走せりと、爾來續々監獄被害の報到る、市ヶ谷東京集治監は工場一棟を倒し周圍の塀破損し、神奈川千葉茨城栃木埼玉福島山形宮城岩手群馬の諸監獄何れも皆多少の被害を免かれざるはなし、殊に福島栃木の如きは被害の度最も甚たしき者の如く周圍の板塀工場等殆んど破碎し見る影もなしと謂ふ、之が爲め損失したる金額各監を通じて大凡そ五万圓以上に昇れりと謂ふ、亦以て如何に風伯の專橫暴斯くも風伯の猛威を逞ふして其の損害の尠なからざるにも拘はらず予は特に風伯に向つて感謝せざるを可からざる知識を得たり、知識とは何ぞや、恰も當日は日曜日の事とて官署の休暇日なるに際し寔に於て如何に監獄官吏は之に處するの途を採りしやとの實歷を探ることを得べき試金石たるを得ればなり、苟も監獄に從事すべき吏員は斯の如き猛烈なる風雨に際しては先づ以て身を擬して監獄に赴かざる可からず、何人も之に處し晏如として惰眠休息を貪る能はざるは至情なり、若し其の赤心にして一片職務の感念だにあらば必ず直に趨て以て避難の術を講ぜむ、豈何ぞまた非常召集を行ふの餘地あらむや、召集を待たずして任意自から之に赴くべきは監獄吏員たる者の上下擧つて歸一せざる可からざる所とす、看守は上官より一步遲れて登廳したるを恨み上官は看守に先んぜられた

るを嘆き各々先を爭ふて監獄の門へと注ぐべきは平素の心掛左もあるべきことならむと吾人は想察せり、千葉栃木の事況に就て聞く所に依れば當日非番看守及判任官何れも一同出署し終日奔走專ら避難の術を講じ勞務に服し暮夜漸く風の靜まるを待つて家に歸りたるに何ぞ料らむ今朝出門の家は既に頽敗見る影もなく妻は子を叱して家財取纏めに從事し既に當夜寢ぬるに家なき者看守中四五名ありて何れも妻子は止むなく同僚若くは親戚の家に預け自己のみ監獄に宿泊し僅かに雨露を凌ぎたるの有樣なりと謂ふ、吾人は斯の如き事變に際し期せずして監獄の門に集まるの吏員に對し如何にも心掛の能きに嘆賞せざるを得ず而かも一家の危難をも顧みずして公務に服したるは如何にも殊勝の至りなり、若し夫れ之に反して當日出署せざるの監獄官吏ありとせば此等の看守に對し當さに愧死すべきなり今回被害の監獄に此輩ありや否

○減食處罰中の犯則に就て

減食處罰執行中又犯則を爲したる者ありて再び減食を執行するときは引續き執行すべきものに非ざるは勿論にして醫師の診定に依り一兩日の間隔の後差支なしと診定したるの結果初めて之に處分を施こすべきは勿論にして是は屬り減食のみならず

受くべきものとの解釋を採れり、然るに司法省に於ては從來の慣例を主張したる次第にて相互の意思杆格したる所ありし爲め協議を遂げたる上矢張從前の如く獨り監獄費より償還すべき者は拘留狀のみと限れるに至りし次第なり、然るに前號記載の事項は一般に通牒を要する迄もなく唯照會を受けたる府縣のみに回答することに其の後決定せられたりと云ふ、今參考の爲め照會回答を揭げて參考に供す

問合

一、拘留狀又は逮捕狀を執行したる警察官署に於て令狀指定の監獄署に押送途中隨時沿道警察署に留置したるものゝ費用は押送規則に依り各押送を爲す官署即ち警察費の支辨に屬するは勿論なりと雖も令狀を執行したる警察官署に於て押發以前隨時一日若くは數日間留置することあり右は强ち押送途中と謂ふ可からざるを以て監獄費支辨に屬するを至當とするか如し警察費監獄費の區分何れを以て分界とすべきや

其筋の意見

一、令狀を執行したる警察署に於て押送以前隨時一日若くは數日間留置する場合と雖も同く令狀指定の監獄に押送するの途中に屬するものとす

問合

二、省令第四號に依るときは一日内に出入あるも各一日を以て計算すとあり前項果して監獄費の支辨とするときは甲警察署に於て令狀を執行し一時被告人を留置し同日内に於て更に乙警察署に押送留置するときは一日一人に對し重複に費用を償還せざる可からざることゝなるが如し其取扱方如何

其筋の意見

二、甲警察署に於て令狀を執行するも更に乙警察署に押送するは元來乙警察署に押送すべきものなるべければ乙警察署に押送迄は全く押送途中に屬するものとす

問合

三、警察署に拘て拘留又は換刑輕禁錮を執行したるときは放免の日は刑期に計算せられざるは勿論なるも矢張一日と計算し費用償還を爲さゝる可からさることゝ爲れり右は國庫經濟上影響不尠と認めらる之に對する御意見如何

其筋の意見

三、矢張放免日も一日と計算すべきものとす

○看守俸給の疑義

看守にして老朽職務に堪へず若くは職務不適當なりと思料したるときは固より諭旨免職するを妨け

閽室と雖も亦同じ、然るに再び減食執行の場合は何れの食糧を標準として減ずるやと謂ふに最初の減食中の食を標準とすべきに非ずして宜く常時の食糧を標準とすべし、一見疑なき事項なりと雖も其の間多少の疑を容るゝの餘地なしとせず、依て茲に之を明記して參考に供す

○在監人員監督表懲罰簿等に就て

昨年典獄會議の際諮問に附せられたる官吏身分帳在監人員監督表懲罰簿書信監督簿調治簿等は主務省の調査も結了したれば不日發表せらるゝに至るべしと謂ふ

○警察留置場費並に監獄費の區分

前號に留置場費の區分方に就て一般に通牒せらるべしとの旨を記載したるが今回右の件は内務省とも協議を遂げたれば同省よりも一般府縣に向つて拘留狀執行の被告人は監獄費其の以外の者は總へて警察費なりとの趣旨を通牒せられたり、尤も是れは從來と雖も毫も異る所なしと雖も監獄費償還の法律發布したるか爲めに内務省の意見は總へて留置人は拘留狀以外の者と雖も監獄費より償還を

ず分限令は看守に及ぼすべき者に非ざるを以て此結果を生ずるは從前分限令發布以前と敢て異なる所なし而して若し諭旨免職したる場合に就ては俸給の支給方は如何との問題を生ず、看守俸給令第六條には

月俸は新任昇級降級復職とも發令の翌日より計算し退職の月は日割を以て計算す發廳若くは事務の伸縮に因り免職したるとき又は休職死亡のときは當月分の全額を給す云々

とあるか故に不適任を以て諭旨免職したる場合は日割計算に依らざるを得ず唯僅かに事務の伸縮に因り免職したる場合（廢廳は無論なり）のみ當月分の俸給全額を支給すべきものとす

○典獄召集に於ける新聞の誤報

此頃に至り又もや新聞紙上典獄召集の内議あるやに傳ふる者ありと雖も其の筋に就て聞く所に依れば全く誤傳にして依然本年は見合せの方針を採れりと聞ふ

○九月茶話例會

客月第三土曜日（廿八日）を以て茶話例會は協會に開かれたり、當日は麗かなる好天氣にて且新歸朝の久米君の英國土産もあることとなれば參會者は殊の外多く無慮百有餘に上り最も盛會を極めたり、第一席は　東京集治監教誨師にして監獄經濟に就てと題し監獄内に梧桐を植ゆることの有利なるを說き小河副會頭も亦一席の講話を試みられ近時逃走囚の多きこと紀律の一層確保するを要すべき事ども死刑廢止論と對照せしめ縷々時弊を穿ちて痛論し言々鑿々として聽者の胸を抉るの想ありしめ慄然として警戒を與へしむ、次に留岡敎授は監獄遇囚の社會的事情と一致せしむべき必要を講說せられ終つて久米參事官の英國に於ける出獄人救護事業の概況とて綿密に殆んど三時間餘に亘る講話を試みられたり、茶話例會始まつて以來斯の如き長演說は未だ曾て在らざる所にして、講話の事項極めて綿密に且正確なるは勿論なれば從て一層のインテレストを以て吾人は聽き了りぬ、薄暮家に歸つて食卓に就けば氏の言尙耳底に存し多少英國の免囚保護事業を調査したる予に取りては平常の疑團を氷釋して遺憾なからしめ頗る壯快に感ぜしめぬ、予は特に之を久米君に謝せざるを得ず、因みに記す氏の講話は本誌論說欄内に揭載したるを以て讀者宜く就て精讀せられんことを

○諸屋來往

一、山下監獄課長山上事務官は山梨縣に出張命せられ客月廿四日出發本月三日歸京せられたり

一、野口茨城縣典獄は客月下旬九州地方監獄視察の爲め出發、歸任は本月中旬との事

一、石井高知縣典獄は本月八日上京同十四日歸任

一、佐藤佐賀縣典獄は本月十二日上京

一、杉野熊本縣典獄は新任地赴任の途次本月十五日濟京せらる

○事故錄　自九月十一日　至十月十日

九月二十八日　暴風起る監獄の被害勘なからず其の狀況及復舊費額左の如し

鍛冶橋　壁所々剝落及顚倒、四ヶ所倒潰、屋根各所破損

市ヶ谷　工場一棟倒潰、板塀竹柵堤等百二間破壞屋根各所破損復舊費見込額五千三十六圓餘

巢鴨　木柵及板塀三十間倒壞屋根所々破損

八王子　塀八ヶ所倒壞屋根二ヶ所破損

神奈川　板塀百八十間倒壞屋根各所破損小田原支署浸水後舊費角込額二千九百五十七圓餘

埼玉　木柵板塀竹柵等五百三十三間倒壞屋根各所破損川越支署板塀竹柵十一間倒壞復舊費見込額二千六百圓餘

千葉　小廻物全潰十一棟塀及柵百二十間倒壞屋根各所破壞銚岡木更津兩支署全潰三棟塀及柵二百九十五間破壞復舊見込額二千九百八十圓餘

茨城　工場及倉庫二棟全潰流家三十五間板塀及竹柵三百十五間倒壞土藏下要雨支署工場物置九棟全潰塀四百十九間破壞復舊見込額貳五千九百圓餘

栃木　工場及倉庫傾斜二棟板塀八百五十間倒壞下屋十五間破壞栃木支署板塀二十二間倒壞屋根各所破壞復舊費見込額貳六千八百圓餘

宮城　板塀五十八間倒壞屋根破壞復舊見込額百九十三圓餘

福島　板塀三百間倒壞著松支署工場一棟倒壞板塀全部倒壞各支署塀屋根破害あり復舊費見込額一万八千二百圓餘

岩手　板塀三十三間倒壞屋根破損一ノ關支署板塀小破五六ヶ所

山形　木柵及板塀四十間倒壞濱屋根各所破壞米澤支署板塀百七十間及門一ヶ所倒壞復舊費見込額千二百三十五圓餘

秋田　塀倒壞七十五間半倒二百廿一間各所屋根及壁破壞大曲支署塀七間倒壞屋根破損復舊費見込額八百十圓餘

東京集治監　工場一棟倒壞板塀二百五十六間倒壞屋根各所棟梁一ヶ所破壞復舊見込額六千二百圓餘

宮城集治監　板塀百五間屋根各所破壞復舊費見込額三百七十圓餘

九月三十日　鹿兒島縣種子島監獄支署閉鎖

十月六日　沖繩縣監獄に虎病侵入在監人男一人死亡其後四五日を經過し虎病に罹る者三四

十月十日　熊本縣監獄三池出張所閉鎖

叙任辭令

○九月二十日

山梨縣へ出張ヲ命ス

○九月二十二日

一級俸給與

○十月七日

依願免本官

任兵庫縣典獄（二級俸下賜）

任熊本縣典獄（三級俸下賜）

任群馬縣典獄（四級俸下賜）

任福井縣典獄（六級俸下賜）

兵庫縣監獄書記兼看守長　鈴木信彌

○福岡縣

給五級俸

第一課長看守長兼書記　岸原虎雄

依願免本官兼官

監獄署教務所勤務ヲ命ス

教誨師　柴田龍溪

教誨師　柴田英之

月俸拾五圓ヲ支給ス

小倉監獄支署教誨師ヲ囑托ス（以上九月）

教誨師　藤上大船

○長崎縣

給七級俸

監獄書記兼看守長　由井金雅

司法技師　山下啓次郎

監獄事務官　山上義雄

兵庫縣典獄　西村蔑範

一級俸給與

○十月七日

依願免本官

兵庫縣典獄　西村蔑範

○熊本縣典獄　坪井直彦

群馬縣典獄　杉野喜毬

福井縣典獄　古野當央

兵庫縣監獄書記兼看守長　鈴木信彌

○福岡縣

第一課長看守長兼書記　岸原虎雄

教誨師　柴田龍溪

教誨師　柴田英之

教誨師　藤上大船

眞宗大谷派　松岡覺記

監獄書記兼看守長　由井金雅

（監獄署第一課長ヲ命ス（九月十四日））

依願平戶監獄署教誨師ヲ免ス　教誨師　吉田壽海

長崎縣監獄署教誨師ヲ命ス（月俸拾圓給與）　秀山宣受

諫早出役所在勤ヲ命ス　教誨師　楠常保

平戶監獄支署教誨師ヲ命ス（月俸拾七圓給與）

三池集治監書記兼看守長　本山留五郎

任長崎縣看守長兼監獄書記（給六級俸）

監獄署第二課長ヲ命ス

看守教習所長ヲ命ス

○埼玉縣　監獄醫　福原正太郎

依願監獄醫ヲ免ス　三宅東一郎

埼玉縣監獄醫ヲ命ス（月俸五拾圓給與）

（以上九月三日）

○福岡縣

監獄署教務所ヲ命ス　教誨師　笠靈溪

依願教誨師ヲ免ス　仝　志賀田誠諦

監獄署第一課長ヲ命ス　第三課長監獄書記　吉垣宗次郎

監獄署第三課長ヲ命ス　久留米支署長監獄書記　三浦義英

長崎縣看守長兼監獄書記　本野米一郎

任福岡縣監獄書記兼看守長

給七級俸

○群馬縣　監獄醫　小幡宗平

依願免監獄醫（九月六日）

（第二課長看守長兼書記　國分万次郎

第一課長書記兼看守長　山川定

依願教誨師ヲ免ス（九月廿五日）　教誨師　楠唯敬

任群馬縣監獄醫　山本與平太　給六級俸

月俸金貳拾五圓給與（九月二十日）

給七級俸

（以上十月四日）

○北海道

任北海道監獄書記兼看守長　關省策

○神奈川縣

○北海道監獄書記兼看守長　北海道集治監書記兼看守長

五給俸給與

監獄署囚舍支署長ヲ命ス

○北海道集治監

網走分監詰教誨師ヲ命ス

月俸金貳拾圓給與

○熊本縣

監獄署第三課長兼務ヲ命ス　監獄書記兼看守長　犬塚松之助

監獄署三池出張所長書記兼看守長　柴垣善藏

出張所長ヲ免シ監獄署第三課長ヲ命ス

○三重縣

宇治山田監獄支署長

給五級俸　監獄書記兼看守長　井上信之助

四日市監獄支署長

依願免本官並兼官　仝谷日豐藏

四日市監獄支署長ヲ命ス　仝印南金次郎

○滋賀縣

教誨師ヲ命ス月俸貳拾圓給與（九月十二日）　囑託教誨師（産根）　橋邊慶

月俸拾圓給與（九月三十日）　囑託教誨師　福村實潤

給五級俸　第三課長書記兼看守長　鈴木與藏

叙任辭令

答雪園生

鳥取市　國司廣勝

前々號に四人教育に就て卓見を略陳せしに端なくも君と意見衝突し批難を試みられたるも斯かる些事に介意し辨解せむと企つるは殆ど見戲に等しく大人識者の嘲笑を買むるに過ぎざるも折角の質義を無視するは又た不親切の感もあれば聊か解說して氷釋を求むることゝ爲んん

少し早計の嫌ひはあれども君の教育に對する意見と余の所見とは根本の基礎に於て方針を異にせる如くなれば始末の教科書に於ける觀察の相違せるは自然の結果なれば相互是非の論駁は到底一致の出來るものに非ざる故彼れ此れ非議することは暫らく措き舊に余が確信を主張するのみ乞ふ諒せ

よ
君も熟知せる如く現時監獄内に或る時限中就學せる囚人も國民の一分子たることは承認せるならん然らは監獄以外の兒童及ひ青年等と等しく國民教育を授け不幸繫累の身となりたるも心靈の開發誘導は普通社會に行はるゝ教則學科に對比し差等なく提撕するは素より當然なれば其方針に基つき教育せむには矢張り普通善良社會に同化せしむる爲に敢て別途の教科書を特に編纂するの要は毫もなかるべし年齢の長幼出入の頻繁等一準ならすして教育上甚た困難の場合なきにも非れども設令教科書を特に作りても五十歩百歩のことにて却て繁雜不規律を來し統一の教育は行はる可らず爰こに十四五歳の無學文盲の者入監し就學せしむる場合には先づ尋常小學一年の科程より始めて智識の進歩見ければ三ヶ月にして一年の科程を了し六ヶ月にして尋常小學二年の學科を終了せむることは少しも困難のことにあらす強ち六ヶ月一年も同一學科を繰り回すの要も勿れは智愚進否の如何に依り臨機適當の處遇を施すは乃はち教育者の手心に依り有効に且つ經濟的に便宜に且つ事務的に實際上應用に便利なる教育を爲すことは出來難きことに非す余か經驗よりせは君等の懐ける思想は眞の杞憂たるに過きす余も四人教育に方り始め兩三年間は實に君等と同一の思想にてありし故に特別の教科書を渇望せることは亦た同一の感想にてありき爲に種々教科書を變更し或は二三種の教科書を併用し樣々苦心經營して試みしこと數次なるも理想と實際は兎角齟齬し一も成効せす失望せり漸く五六年の經驗を積み小中學の教科書を採用し知識の程度に應し專ら普通社會の教育法に則とり創めて心智の開發を自然的に教化薫育するの有効なるを認めたり斯かる經驗ありし故に頃日教科書編纂問題のあるに際し卑見を余儀なくし斯かる消息を熟知せざる人のありて猥りに雷同附和せられんことを杞憂したる老婆心より想像說たるに過ぎすと忠告したるのみ敢て非議したる爲にはあらざりしに惱らすも君の逆鱗し玉ひしこそ意外に感する所なり若し余が云ふ如く想像說に非さるならは新編教科書を一般に施行し以前の短所を悉く補なひ効果利便を實現して一點の非議なきに到りし時あらは斯道の爲め最も愛ふ可きことなれば想像の二字を取消して雙手を揚けて贊成するに吝ならさるも恐くは空望にして止まん歟

次にアリストテレス及びスペンサー二氏の教育に於ける價値は容易に悉く說明は出來ざるも大体のことのみを述へて置くことゝせん君も教育には多大の抱負と該博の知識を有せらるゝ公言にも似合はす斯かる幼稚なる質議を發せらるゝには一驚を興するなるも此は一の試問にして多數の教師否教師中には哲學も知らす倫理も識らす社會學も教育書も讀めぬ徒輩あるかを試みん爲めに偶々此問の出でしことゝ思惟せられ余も寡聞淺識なれとも猶ほ君に對して諄々細かに肇答の義務を持たざるも蛇足ながら揔撮み一言す古來希臘にソクラチスなる哲學者ありて詭辨學派の弊を矯め知識思想を研窮して始めて倫理學の基を開けり死後其の學數派に岐れ其の寇たるものはプラトー、アリストテレス、エピキユラス、及ひストイック、此れなり而してプラトーハソクラチースの智德一躰論の一方に偏し世情人事の如何を顧みざる弊を革めて別に一派を爲せりアリストテレス氏は亦たプラトー氏の理想論に抗して其倫理を說くに人智の本源は理想と感覺の中庸を取り感學より來る所の諸然諸情を理想を以て破却し情慾をば理想に依りて緩和することを教へ所謂演繹法を制定して客觀的考證を求め理想の本體に赴かしむる如き倫理學上古今に著るしき貢献を拂ひたり從て教育上に及ぼすの効果も尠なからす

スペンサー氏は近代英國に著名なる教育學者にて氏の教育論を通讀したらんには教育の參考と爲る可きこと少なからす今更ら珍らしく喋々するの無用たるを知る如上二氏の所說素より哲學上の見地も異なり時代も相違あれども其中にて教育にても社會學若くは倫理學にても善き所ろあらは參考とし或は考證に備ふることありて何の不可かあらん余は知識を宇宙間に求むるものなれば時代に依り人に依り可否を言はす理の有る所ろ義の存する所ろ以て軌とし範とするに躊躇せざるのみ必ずしも誰人にても非常に渴仰し有難涙を溢すとのみ誤解し給ふ勿れ君の惟ふ如く引例せし二氏を無暗と有難く感する如き狹隘なる思想は有漏世界の凡夫に對しては毛頭起らざるなり

眞理は衆異に依て顯はるてふことは君も知れるなる可し學問知識は多方面に涉りて研窮せざれば成らぬこと也素より何事も異說紛々たり其の紛繩に拘束せられ活路を見出すは見識なり他の子弟を教養するには或る一冊の書を教ゆるも十冊、以上の參考書を要することあり知識も德行も被教育者よりは自然學識品行大ひに超絶し兒童青年の標的詳言せは彼等の理想的人物たるを期するものなれば

勢ひ適かに勝るゝ所ろなかる可らす此の意味より解釋の足らざる個所も多々あるならむも多忙の身一々詳說するに暇まなし片鄙の朴訥野鄙言雅辭形容せは教師たる可き人は智德十倍の差あるを要すを善くせず失言を咎むる勿らんを乞ふ

すと云ふも過言にも誇言にも非るべしと信す尙ほ

會報

○慰勞金贈與之部

報告地方部長	在職年數	贈與金額	職名	姓名
該當規則條項				
岐阜地方部長	十二年餘	金參圓	元岐阜縣看守	加藤雄馬氏
第三條第九號第五項				
全	十一年餘	金參圓	全	井上清氏
北海道地方部長	十一年餘	金參圓	元北海道集治監看守	今小森平治氏
全	二十年餘	金四圓	元茨城縣監獄署女監取締	松本カツ氏
茨城地方部長	十九年餘	金四圓	元香川縣看守	清水終吉氏
全	十三年餘	金參圓	全	野島九一氏
香川地方部長	十三年餘	金參圓	全	多田庸時氏
全	十二年餘	金參圓	全	北岡莊一郎氏
埼玉地方部長	十一年餘	金參圓	全	橋岡民平氏
全	十年餘	金參圓	全	佐藤勝三郎氏
鹿兒島地方部長	廿一年餘	金四圓	元埼玉縣看守	川上正吉氏
全	十八年餘	金四圓	元鹿兒島縣押丁	小田半悅氏
福岡地方部長	十六年餘	金四圓	元福岡縣看守長兼監獄書記	岸原虎雄氏
全	十一年餘	金參圓	元岐阜縣看守	加々爪只男氏
岐阜地方部長	十六年餘	金參圓	元長崎縣看守長兼監獄書記	東常俊氏
全				
長野地方部長	十二年餘	金參圓	元陸軍監獄看守長	山田文治氏
全	十二年餘	金參圓	全	荒木豐吉氏
岐阜地方部長	十六年餘	金四圓	元岩手縣典獄從七位勳七等	福島武司氏
全	十二年餘	金參圓	元岩手縣看守	山内知二氏
滋賀地方部長	十三年餘	金參圓	全	鈴木又吉氏
全	廿一年餘	金四圓	元兵庫縣監獄書記兼看守長	林繁雄氏
大阪地方部長	十六年餘	金參圓	元大阪府看守	安達幸造氏
全	十七年餘	金參圓	元岐阜縣看守	穗積鉦平氏
岐阜地方部長	十八年餘	金四圓	元長野縣看守	堀内元三郎氏
全	十二年餘	金參圓	元滋賀縣看守	横田鐵太郎氏
長野地方部長				
全				
滋賀地方部長				
全				

○吊慰金贈與之部

報告地方部長	在職年數	贈與金額	職名	姓名
該當規則條項				
兵庫地方部長	七年餘	金六圓	故兵庫縣看守	龍田玄理氏遺族
第三條第九號第四項				
栃木地方部長	六年餘	金六圓	故栃木縣看守	五味田貞氏遺族
全	十年餘	金八圓	故三重縣看守	松岡空太郎氏遺族
三重地方部長	十年餘	金八圓	故岡山縣看守	妹尾熊造氏遺族
第三條第九號第三項				
岡山地方部長	十一年餘	金八圓	故愛知縣看守	堀田常次郎氏遺族
全				
愛知地方部長				
全				
熊本地方部長				
全				
第三條第九號第四項				
七年餘	金六圓		上	板津彦一郎氏遺族

自明治三十四年九月
至仝　三十五年三月　**會計決算報告**

會費ノ部

收入ノ部

金五千百拾壹圓六拾六錢七厘

前期ヨリ繰越

金壹萬貳千四百四拾四圓九拾五錢

會費收入高

内

金壹萬貳千貳百八拾五圓拾壹錢

會　費

金百五拾九圓八拾四錢

一時金

會計處務規程代收入

金七拾八錢

金八拾六圓五拾四錢

預金利子

合計金壹万七千六百四拾參圓九拾參錢七厘

支出ノ部

金五千四百八拾八圓五拾八錢壹厘

雜誌發行費

金五百四拾九圓八拾錢　贈與金

金四拾九圓五拾錢　速記料

金拾圓　地方茶話會費

金參百八拾壹圓　報酬

金百七圓四拾錢　雇人

金九拾六圓貳拾五錢（本部茶話會ノ費ヲ含ム）　事務所

金貳圓參拾參錢八厘　印刷費

金百四拾六圓參拾八錢貳厘　備品費

金拾五圓六拾九錢　郵便税

金貳圓參拾五錢　運搬費

金參拾參圓

金六圓九拾錢　電話料

金壹圓四拾貳錢　電報料

金拾圓拾四錢五厘　雇車賃

金百七圓拾八錢五厘　雑費

金貳百五拾九圓七拾八錢　贈品費

金拾圓五拾錢　總會切抜新聞代

金五圓六拾貳錢　用紙代

金百參拾壹圓八拾貳錢　接待費

金四拾壹圓五拾九錢五厘　警察監獄學校生徒卒業祝宴講師招待會費ノ一部

金百四拾九圓八拾錢　事務所修繕費

合計金七千六百七圓五錢六厘

殘金

殘金内譯

金八千九百圓　預金

金五百拾八圓七拾六錢　爲換及有價證券

金六百拾七圓九拾八錢壹厘　現金

金拾四錢　郵便切手

建築費ノ部

收入ノ部

金貳千五百六拾九圓六拾五錢四厘

前期ヨリ繰越

金貳百貳拾圓　寄附金收入

金百四拾九圓參拾六錢　預金利子

合計金貳千九百參拾九圓壹錢四厘

支出金無之

殘金内譯

金貳千九百參拾九圓壹錢

預

金四厘　現金

資産目錄

金壹萬千八百參拾九圓一錢　預金

金五百拾八圓七拾六錢　爲換其他有價證券

金拾四錢　郵便切手

金六百拾七圓九拾八錢五厘　現金

合計金壹萬貳千九百七拾五圓八拾九錢五厘

金貳十七百九拾圓貳拾壹錢　會計處務規程代收入　會費未收

金百貳圓八拾九錢五厘

金四百九拾四圓六拾七錢六厘

金貳百七拾圓　器具

金四百貳拾圓六拾四錢五厘　電話

事務所造作

總計金壹萬七千五拾四圓參拾貳錢壹厘

右及報告候也

明治三十五年十月　監獄協會

元警察監獄學校教師ドクトル、クルト、イーゼン氏ヘ紀念贈品金支收報告

金參百壹圓七拾八錢　收入高

一金貳百八拾四圓貳拾壹錢四厘　支拂高

内譯

金貳百七拾參圓　贈品買上代

金壹圓參拾七錢　同上添付文具買上代

金七圓八錢四厘　覆箱代

金貳圓參拾八錢　運搬代

金參拾參錢　包紙代

金五錢　奉書紙代

差引殘

金拾七圓五拾六錢六厘

右及報告候也

明治三十五年十月　監獄協會

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 10. October, 1902.
VOL. XV.

CONTENTS.

Editorial: –

Revise the Criminal Code! .....

Leading Articles: –

State of di charged prisoners Aid Society in England.....
..... Bungakushi, Kinya Kume.
Separate System and Sanitary.....Mihakichi Koakimoto.

Miscellaneous:–

Prophecy of prison at future II.....
Prison business.....

Statistics:–

The number-table of Prisoners at 31th day, June.....
& & &

Current Events:

Local Department:

Contributions:

Association Notes:

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Ichome, Eiraku-cho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十五年十月二十日

發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂

（電話本局二千二百十六番）